

(別紙)

## 令和7年度高年齢者就業機会確保事業 (シルバー人材センター事業) 執行方針

### I 基本的事項

1 高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。)第36条に基づく補助事業であり、シルバー人材センター連合(以下「シルバー連合」という。)に対して高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)(以下まとめて「シルバー補助金」という。)を交付するものである。

シルバー補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部(以下「連合本部」という。)及びシルバー連合の活動拠点(以下「活動拠点」という。)ごとに、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ国の予算の範囲内において(補助単価限度額を設ける。)交付することを基本とする。ただし、地方公共団体からの国庫補助対象経費に係る補助金の総額(以下「地公体補助額」という。)が、国が予定する補助単価限度額の総額に達しない場合は、国の補助単価限度額にかかわらず、地公体補助額を上限にシルバー補助金を交付する。

2 シルバー補助金の交付を受けるシルバー連合は、一般社団法人又は一般財団法人とし、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととする。

3 シルバー人材センターの機能強化とこれを支える自主的運営基盤の確立に向け、シルバー補助金が交付されるシルバー連合は、引き続き、その運営の効率化、運営基盤の強化に努めることとする。

4 シルバー補助金は、平成13年11月1日付厚生労働省発職高第170号厚生労働事務次官通知の別紙「高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)のほか本執行方針に基づき交付する。

5 シルバー補助金に関する書類は、都道府県労働局長を経由して厚生労働本省へ提出することとする。また、シルバー補助金に関して厚生労働大臣等から通知を行う場合は、都道府県労働局長を経由してシルバー連合等へ通知することとする。

6 シルバー補助金の交付は、都道府県労働局長を通じて行うこととする。

7 シルバー補助金を活用して取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び交付要綱第15条に基づき、適切な取扱いを行うものとする。

8 新規に国庫補助対象とする活動拠点の基準は、交付申請時において、令和7年4月1日から令和8年3月31日において、活動拠点の会員(以下「会員」という。)数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人日以上が見込めるところとする。

9 活動拠点における年度途中の国庫補助開始又は国庫補助終了は、別表1に定める方法によりそれぞれ算定する。

## II 運営費

- 1 国庫補助対象経費は、交付要綱「別表」中の「1 区分 運営費」「2 種目 人件費及び管理費」「4 対象経費」とし、運営費補助単価限度額（以下「運営費限度額」という。）及び運営費限度額の格付けは、別表1及び2のとおりとする。
- 2 運営費補助金（以下「運営費」という。）は、連合本部及び活動拠点ごとの総額において、上記1の運営費限度額以下とする。
- 3 シルバー連合ごとの人件費の総額は、別表1に定める方法で算定した運営費補助人件費限度額以下とする。  
なお、人件費の対象は、常勤固有職員のみとする。  
※ 常勤固有職員とは、期間の定めがなく、直接採用されている常勤職員をいう。
- 4 広域の国庫補助対象活動拠点における運営費の額は、運営費限度額の1.5倍を限度額とする。  
なお、令和7年度途中に広域となる場合、当該年度は適用しない。

## III 契約見直しに係る説明対応事業に関する運営費配分について

フリーランス新法の趣旨を踏まえて、フリーランスに位置づけられる会員がフリーランス新法による保護を受け、安心して就業できる環境を整備するために行う契約方法の見直しについて、民間企業等の発注者に対する丁寧な説明に努め、理解を得ていくために必要な人力的支援により、円滑な事業運営を図るため、以下のとおり運営費補助金の配分を行う。  
なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。

- 1 国庫補助対象経費は、交付要綱「別表」中の「1 区分 運営費」「2 種目 人件費及び管理費」「4 対象経費」とするが、「2 種目 管理費」においては、「諸謝金（基本給）」「諸謝金（特別給与）」「諸謝金（諸手当）」「賃金（基本給）」「賃金（特別給与）」「賃金（諸手当）」「社会保険料」「法定福利費」「福利厚生費」「職員退職給与引当金」「退職金掛金」「雑役務費」に限るものとし、補助金の額は当該事業に係る国庫補助対象経費の2分の1以下の額かつ別表1により定める補助単価限度額以下とする。

## IV 介護分野就業機会促進事業

介護分野就業機会促進事業は、活動拠点において、人手不足となっている介護分野における周辺業務の切り出しを行い、介護分野の担い手として会員である高齢者に対して新たな就業機会を提供するものである。

本事業の国庫補助対象経費は、交付要綱「別表」中の「1 区分 事業費」「2 種目 介護分野就業機会促進事業」「4 対象経費」とし、補助金の額は別表1により定める補助単価限度額以下とする。

## V 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業は、連合本部及び活動拠点が、人手不足分野・

現役世代を支える分野で高齢者に就業する機会を提供し、①高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会の維持・発展等を推進するものである。

- 1 国庫補助対象経費は、交付要綱「別表」中の「1 区分 事業費」「2 種目 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」「4 対象経費」とし、補助金の額は、連合本部及び活動拠点ごとに、別表1により定める補助単価限度額以下とする。

なお、本事業と他の費目間との振替及び流用は認めない。

- 2 国庫補助対象の支部（支所）を有する活動拠点において、交付要綱第5条、第6条及び第11条に定める手続きを行う際は、本事業分の経費は本部（本所）にのみ計上し、支部（支所）には計上しないこととする。
- 3 本事業の補助単価限度額については、広域又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体についての加算倍率は適用しないものとする。

## VI その他

- 1 市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る補助金の取扱いについては、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」参照のこと。
- 2 本執行方針は、令和7年4月1日から適用する。

- 3 交付申請期限は、令和7年6月13日とする。

到達日（都道府県労働局長が受理した日）が申請期限を越えた場合には、原則として交付決定を行わないので、必ず期限を厳守すること。

なお、交付要綱第7条により、「交付申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に内容を審査し、交付決定の通知をする」こととしているため、都道府県労働局長は、内容の審査等を経て、遅くとも交付申請書受理後1週間以内に厚生労働大臣へ進達すること。

- 4 国庫補助対象の支部（支所）を有する活動拠点においては、サポート事業を除き、支部（支所）にも補助単価限度額を適用するものとする。
- 5 変更交付に係る事務処理については、別途連絡することとする。
- 6 シルバー補助金の額は、交付要綱第4条の別表の第2欄に定める種目ごとに千円未満切り捨てとする。

## 別表 1

### 1 連合本部及び活動拠点の補助単価限度額

#### (1) 運営費補助単価限度額（単位：千円）

区分	A	B	C	新規
補助単価限度額	7,329	5,339	3,922	3,922

- ・ 区分については、別表2の【運営費補助単価限度額区分】によることとし、年度途中で国庫補助開始（又は終了）した場合は、該当する区分の運営費補助単価限度額（以下「運営費限度額」という。）を12月で除した額に、事業を実施する（又は実施した）月数を乗じた額を限度額とする（千円未満切り捨て）。

※ 広域又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、上記により算出した運営費限度額に加算倍率を乗じた額を限度額とする。（千円未満切り捨て）。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により丈比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

#### (2) 運営費補助人件費限度額【シルバー人材センター連合全体の限度額】

シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）ごとに、次の条件により算出した額を運営費補助人件費限度額とする。

《条件》

- ・ シルバー連合内の連合本部及び活動拠点の該当する区分別人件費算定額（以下「算定額」という。）の合計額。
- ・ 区分については、別表2の運営費補助単価限度額区分による区分を適用することとし、年度の途中で国庫補助を開始（又は終了）した場合、該当する区分の算定額を12月で除した額に、事業を実施する（又は実施した）月数を乗じた額を限度額とする（千円未満切り捨て）。

※ 広域による加算対象団体又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、上記により算出した算定額に加算倍率を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取

扱いについて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により丈比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

【区分別人件費算定額】（単位：千円）

区分	A	B	C	新規
人件費算定額	5,517	4,100	2,683	2,683

(3) 運営費補助単価限度額の加算

- ・ 区分に応じた運営費補助単価限度額について、更なる活動拠点の会員（以下「会員」という。）の拡充に向け、以下のとおり、令和6年11月末日の会員数を前年同日に比べて増加させた割合（小数点第4位以下切り捨て）に応じて加算する。連合本部においては、管轄する活動拠点の全会員数に対する平均増加割合に応じて加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。

【会員数の増加割合に応じた加算額】（単位：千円）

会員増加割合	3.9%未満	3.9-4.4%	4.5-5.0%	5.1-5.7%	5.8%以上
加算額	0	800	900	1,000	1,200

- ・ 更に、特に女性会員獲得に向け、以下のとおり、令和6年11月末日の女性会員数を前年同日に比べて増加させた割合（小数点第4位以下切り捨て）に応じて加算する。連合本部においては、管轄する活動拠点の全女性会員数に対する平均増加割合に応じて加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。

【女性会員数の増加割合に応じた加算額】（単位：千円）

会員増加割合	2.0%未満	2.0-2.2%	2.3-2.5%	2.6-2.8%	2.9%以上
加算額	0	60	100	200	400

- ・ 更に、直近の取組のみならず、継続的な会員確保の取組により顕著な実績をあげている連合本部及び活動拠点の取組を推進する観点から、令和5年度における粗入会率（60歳以上人口における会員数の割合）が全国平均である1.59%の倍（3.18%）以上である活動拠点にあつては、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下の額を加算する。連合本部においては、管轄区域における60歳以上人口に占める活動拠点の会員数の割合が

全国平均の倍以上である場合に加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。

【高い入会率を維持している場合の加算】（単位：千円）

加算額
500

- ・ 更に、安全就業を促進する観点から、令和5年度における度数率（100万時間当たりの事故発生数に基づく災害率）、強度率（1,000時間当たりの災害によって失われた損失日数に基づく事故の危篤さを示す災害率）ともに0であった活動拠点にあっては、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下の額を加算する。連合本部においては、管轄する全活動拠点が当該加算対象となる場合に加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。

【安全就業に関する成果が顕著な場合の加算額】（単位：千円）

加算額
300

- ・ 更に、各地の多種多様な取組の横展開や好事例の共有及び事務局機能の向上を図る観点から、連続する期間が1ヵ月以上の出向又は連続する期間が5日以上研修を他連合本部及び活動拠点間で実施する場合、受け入れ先、送り出し先いずれにも、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下の額を加算する。ただし、連合本部及び活動拠点ごとに受け入れ、送り出しそれぞれ延べ3人分までとする。

また、多種多様な取組の横展開の更なる向上を図る観点から、送り出し先拠点が新規事業の立ち上げ計画のために、出向・研修を実施し、計画に即した新たな事業の立ち上げを実施した送り出し拠点に対して加算を行うこととする。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。

【他連合・拠点間での出向又は研修を実施する場合の加算】（単位：千円）

	出向	研修	出向・研修の成果としての事業立ち上げ（1事業分当たり）
加算額	500	100	300

（4）シルバー人材センター契約見直しにかかる説明対応事業

- ・ フリーランス新法の趣旨を踏まえて、シルバー人材センターにおける契

約方法の見直しを順次行っているところ、この見直しの内容について民間企業等の発注者に対する丁寧な説明に努め、理解を得ていくことが重要な取組となることから、発注者への説明を専門に行う者を配置するシルバー連合本部及び活動拠点に対し、その実施に従事する者に係る経費として以下の区分（※1）に掲げる補助単価限度額を上限に配分する。

※1 区分は、別表2の【運営費補助単価限度額区分】によることとする。  
【発注者への説明を専門に行う者を配置する場合】（単位：千円）

区分	A	B	C	新規
補助単価限度額	5,000	4,500	4,000	4,000

（5）介護分野就業機会促進事業

- ・ 身体介護などを行う介護従事者のバックアップとなるような周辺業務を切り出し、介護事業所に当該業務の発注の提案を行う介護プランナーを配置し、介護分野における新たな就業先を創出する取組を連合本部及び活動拠点で実施する場合には、1団体当たり370千円を上限に配分する。
- ・ 過去1年以上にわたり仕事の受注がない介護事業所から、介護プランナー等が介護事業の周辺業務を受注し、会員に就業機会を提供した場合に支払われる配分金相当をトライアル奨励金として、1団体当たり400千円を上限に配分する。

また、過去1年以内に仕事の受注があった介護事業所であっても、過去に受注した業務と異なる周辺業務の受注である場合には配分を認める。

（6）高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

① 活動拠点の補助単価限度額

令和5年度及び4年度の事業実績（※）に応じて、次のアからカまでの項目に付与される基礎ポイントの合計値を、「5」で除して得た値を加算減算率とし、令和6年度の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（以下「サポート事業」という。）の補助単価限度額に乗じて得た額を補助単価限度額とし、これを上限に配分する。

※ 原則として、「シルバー人材センター事業 統計年報」（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会作成）に基づく。

ア 会員数の伸び率

令和5年度の会員数を、令和4年度の会員数で除して伸び率を算出し、別表3-1の該当する基礎ポイントを付与する。

イ 就業実人員の伸び率

令和5年度の就業実人員を、令和4年度の就業実人員で除して伸び率を算出し、別表3-2の該当する基礎ポイントを付与する。

ウ 受注件数の伸び率

令和5年度の受注件数を、令和4年度の受注件数で除して伸び率を算出し、別表3-3の該当する基礎ポイントを付与する。

エ 就業実人員1人当たりの月平均就業日数

令和5年度の就業延人員(人日)を、令和5年度の就業実人員、12月で除して1人当たりの月平均就業日数を算出し、別表3-4の該当する基礎ポイントを付与する。

オ 就業実人員1人当たりの月平均就業日数の伸び率

令和5年度の就業実人員1人当たりの月平均就業日数を、令和4年度の同日数で除して伸び率を算出し、別表3-5の該当する基礎ポイントを付与する。

なお、令和5年度の就業実人員1人当たりの月平均就業日数(④の実績)が8.5日以上の場合は、伸び率に関係なく1.1ポイントを付与する。

カ 加算ポイント

アからオまでのすべての項目において、良好(基礎ポイント1.0以上)である場合、加算ポイントとして1.0を付与する。

なお、令和6年度にサポート事業の交付を受けていない活動拠点及び令和7年度から国庫補助対象となった活動拠点(国庫補助の対象となる支部(支所)を持つ活動拠点にあっては、当該支部(支所)を除く。)については、2,500千円を補助単価限度額とし、これを上限に配分する。

② 連合本部の補助単価限度額

連合本部が管轄する活動拠点の加算減算率の合計値を、管轄する国庫補助の対象となる活動拠点数で除して得た値を連合本部の加算減算率とし、これを令和6年度のサポート事業の補助単価限度額に乗じて得た額を補助単価限度額とし、これを上限に配分する。

(注) 国庫補助の対象となる支部(支所)を持つ活動拠点については、本部(本所)と支部(支所)を併せて1つの活動拠点として取り扱うこととし、当該本部(本所)の「① 活動拠点の補助単価限度額」を適用する。この場合において、アからオまでの各項目の基礎ポイントの付与に係る実績については、本部(本所)と全ての支部(支所)の合計実績により算定する。

(注) 年度途中で国庫補助を開始する場合、補助単価限度額は、2,500千円を12月で除した額に事業を実施する月数を乗じた額(千円未満切り捨て)とする。

(注) 年度途中で国庫補助を終了する場合、補助単価限度額は、当該年度当初時点の補助単価限度額を12月で除した額に事業を実施した月数を乗じた額(千円未満切り捨て)とする。

③ 算定方法の見直しに係る経過措置

次のアからオまでのすべての要件を満たす活動拠点等に限り、令和7年度の地方公共団体のサポート事業に係る補助額から令和5年度の当該額を減じて得られた額又は10,000千円のいずれか低い方を上限に、補助単価限度額の増額を認める。

ア 令和7年度の地方公共団体のサポート事業に係る補助額が、令和5年度の当該額と比べて100%以上増加していること。

イ 令和7年度の地方公共団体の補助額(交付要綱別表「2 種目」に掲げるすべての種目の額の合計をいう。)又はその予算措置について、当該地方公共団体から文書(様式不問)で確約を得ることができること。

ウ ①又は②により得られる加算減算率が1.01以上であること。

エ 令和6年度における国庫補助額(交付要綱別表「2 種目」に掲げるすべての種目の額の合計をいう。)と地方公共団体の補助額(交付要綱別表「2 種目」に掲げるすべての種目の額の合計をいう。)が同額であること。

オ 令和6年度の地方公共団体の補助額(交付要綱別表「2 種目」に掲げるすべての種目の額の合計をいう。)のうち、国庫補助対象経費に充てることができる額の全額を国庫補助対象経費(交付要綱別表「4 対象経費」に掲げる経費をいう。以下同じ。)に充てていること(国庫補助対象外経費に地方公共団体の補助額が計上されている場合は、その用途等について確認を求める場合がある)。

別表 2

【運営費補助単価限度額区分】

就業延人日数 ※2 / 会員数 ※1	6,102 人日以上	2,938 人日以上	500 人日以上	417 人日以上
797人以上	A	A	B	C
384人以上	A	B	B	C
150人以上	B	B	B	C
100人以上	C	C	C	C

※1 会員数は令和3～5年度の各年度末平均。ただし、国庫補助対象となった年月以降の実績で計算。

(例) 会員数 令和3年度末 200人…①

令和4年度末 210人…②

令和5年度末 230人…③

$(①+②+③) \div 3年 = 213人$  (四捨五入)

なお、令和6年度から国庫補助対象となった団体については、会員数は令和6年12月末日の実績。

※2 就業延人日数(派遣事業分含む)は令和3～5年度の各年度月平均の平均。ただし、国庫補助対象となった年月以降の実績で計算。

(例) 就業延人日数 令和3年度 72,000人日 $\div$ 12月=6,000人日…④

令和4年度 75,000人日 $\div$ 12月=6,250人日…⑤

令和5年度 80,000人日 $\div$ 12月=6,667人日…⑥

(四捨五入)

$(④+⑤+⑥) \div 3年 = 6,306人日$  (四捨五入)

なお、令和6年度から国庫補助対象となった団体については、令和6年4月～12月末日又は令和6年1月～12月末日のいずれかの月平均の実績で計算。

※ 国庫補助対象の団体において、上記※1、2により算出した値が国庫補助対象の基準を満たさない場合は、令和7年度については国庫補助の対象外となる。

※ 連合本部については、管轄する活動拠点の実績の平均により区分する。

別表 3 - 1

会員伸率	基礎 ポイント
0.00	0.79
0.80	0.80
0.81	0.81
0.82	0.82
0.83	0.83
0.84	0.84
0.85	0.85
0.86	0.86
0.87	0.87
0.88	0.88
0.89	0.89
0.90	0.90
0.91	0.91
0.92	0.92
0.93	0.93
0.94	0.94
0.95	0.95
0.96	0.96
0.97	0.97
0.98	0.98
0.99	0.99
1.00	1.00
1.02	1.01
1.04	1.02
1.06	1.03
1.08	1.04
1.10	1.05
1.12	1.06
1.14	1.07
1.16	1.08
1.18	1.09
1.20	1.10
1.22	1.11
1.24	1.12
1.26	1.13
1.28	1.14
1.30	1.15
1.35	1.17
1.40	1.20
1.45	1.22
1.50	1.25

別表 3 - 2

就業実人員 伸率	基礎 ポイント
0.00	0.79
0.80	0.80
0.81	0.81
0.82	0.82
0.83	0.83
0.84	0.84
0.85	0.85
0.86	0.86
0.87	0.87
0.88	0.88
0.89	0.89
0.90	0.90
0.91	0.91
0.92	0.92
0.93	0.93
0.94	0.94
0.95	0.95
0.96	0.96
0.97	0.97
0.98	0.98
0.99	0.99
1.00	1.00
1.02	1.01
1.04	1.02
1.06	1.03
1.08	1.04
1.10	1.05
1.12	1.06
1.14	1.07
1.16	1.08
1.18	1.09
1.20	1.10
1.22	1.11
1.24	1.12
1.26	1.13
1.28	1.14
1.30	1.15
1.35	1.17
1.40	1.20
1.45	1.22
1.50	1.25

別表 3 - 3

受注件数 伸率	基礎 ポイント
0.00	0.79
0.80	0.80
0.81	0.81
0.82	0.82
0.83	0.83
0.84	0.84
0.85	0.85
0.86	0.86
0.87	0.87
0.88	0.88
0.89	0.89
0.90	0.90
0.91	0.91
0.92	0.92
0.93	0.93
0.94	0.94
0.95	0.95
0.96	0.96
0.97	0.97
0.98	0.98
0.99	0.99
1.00	1.00
1.02	1.01
1.04	1.02
1.06	1.03
1.08	1.04
1.10	1.05
1.12	1.06
1.14	1.07
1.16	1.08
1.18	1.09
1.20	1.10
1.22	1.11
1.24	1.12
1.26	1.13
1.28	1.14
1.30	1.15
1.35	1.17
1.40	1.20
1.45	1.22
1.50	1.25

別表 3 - 4

就業実人員 1人当たり 人日数	基礎 ポイント
0.00	0.90
7.10	0.91
7.20	0.92
7.30	0.93
7.50	0.95
7.70	0.96
7.90	0.97
8.10	0.98
8.30	0.99
8.50	1.00
9.01	1.00

別表 3 - 5

就業実人員 1人当たり 人日数伸率	基礎 ポイント
0.00	0.90
0.80	0.92
0.90	0.95
1.00	1.00
1.05	1.03
1.15	1.05
1.25	1.07
1.30	1.10
就業実人員1人当 たりの月平均就業 日数が8.5日以上 の場合	1.10

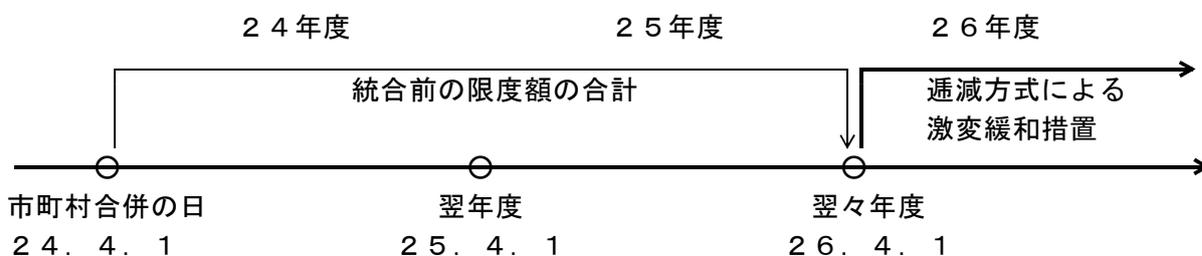
## 市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る 運営費補助単価限度額の取扱いについて

### 1 運営費補助単価限度額に係る逓減方式による激変緩和措置の適用年度について

運営費補助単価限度額に係る激変緩和措置については、市町村合併の日の属する年度の翌年度の年度末までは、統合前の各活動拠点の運営費補助単価限度額の合計額とする（下記2の逓減方式による加算倍率を用いない）こととし、当該翌年度の翌年度から下記2の算定方法（逓減方式）により算出した運営費補助単価限度額を適用することとする。

すなわち、市町村合併の日の属する年度の翌々年度が下記2の逓減方式による算定方法の初年度となる。

**【例】 平成24年4月1日に市町村合併した場合**



### 2 逓減方式による激変緩和措置に係る運営費補助単価限度額の算定方法について

「統合及び広域単独化前の運営費補助単価限度額の総額」と「統合及び広域単独化後における運営費格付けによる運営費補助単価限度額に次の加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする。ただし、広域単独化加算倍率の適用は、シルバー連合移行前の広域の運営費国庫補助対象拠点（広域加算倍率1.5倍の活動拠点）が単独の活動拠点となった場合のみに限る。

**【統合及び広域単独化後の運営費格付けを基準とした逓減方式による加算倍率】**

経過年数(Z)	合併国庫補助対象団体数別統合加算倍率(Y)				広域単独化加算倍率(B)	
	2団体(X)	3団体(X)	4団体(X)	5団体(X)	1単独化(A)	2単独化(A)
初年度	1.8倍	2.6倍	3.4倍	4.2倍	1.4倍	1.96倍
2年目	1.6倍	2.2倍	2.8倍	3.4倍	1.3倍	1.69倍
3年目	1.4倍	1.8倍	2.2倍	2.6倍	1.2倍	1.44倍
4年目	1.2倍	1.4倍	1.6倍	1.8倍	1.1倍	1.21倍
5年目	1.0倍	1.0倍	1.0倍	1.0倍	1.0倍	1.00倍

参考： $Y = X - Z \left( \frac{X - 1}{5} \right)$

参考： $B = (1.5 - 0.1Z)^A$

### 3 算定方法の例

#### (1) 複数の国庫補助団体（単独）が統合し、その活動区域すべてが同一の市町村区域になった場合（例 1、2 参照）

##### ① 基本的な考え方

複数の国庫補助団体の統合後、運営費補助単価限度額の急激な減額を防ぐため、5 年間は激変緩和措置を適用し、5 年後に通常どおり 1 団体の運営費補助単価限度額を適用する。

##### ② 算定方法

「統合前格付限度額の総額」と「統合後格付限度額に統合加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする。

#### (2) 国庫補助団体（単独）と非国庫補助団体が統合し、その活動区域すべてが同一の市町村区域になった場合（例 3、4 参照）

##### ① 基本的な考え方

統合することに伴い、統合前非国庫補助団体の会員数及び就業延人日数の加算による急激な増加に対処するため、それに見合うランクの格付けを適用する。

##### ② 算定方法

統合後の会員数及び就業延人日数によりランクを格付けする。

なお、この場合における会員数及び就業延人日数には、非国庫補助団体分（連合に加入していない年度を除く。）の数値を含むこととする。

#### (3) 複数の国庫補助団体（単独）と非国庫補助が統合し、その活動区域すべてが同一の市町村区域になった場合（例 5 参照）

##### ① 基本的な考え方

統合することに伴い、統合前非国庫補助団体の会員数及び就業延人日数の加算による急激な増加に対処するため、それに見合うランクの格付けを適用し、かつ、複数の国庫補助団体の統合に伴う(1)の激変緩和措置を適用する。

##### ② 算定方法

「統合前格付限度額の総額」と「統合後の会員数及び就業延人日数による格付限度額に統合加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする。

なお、この場合における会員数及び就業延人日数には、非国庫補助団体分（連合に加入していない年度を除く。）の数値を含むこととする。

#### (4) 国庫補助団体（広域）の活動区域全体が、同一の市町村区域になった場合（例 6、7 参照）

##### ① 基本的な考え方

活動区域全体が同一の市町村区域になるため、単独の活動拠点として扱うが、運営費補助単価限度額の急激な減額を防ぐため、5 年間は広域単独化に伴う激変緩和措置を適用し、5 年後に通常どおり単独の運営費補助単価限度額を適用する。ただし、市町村合併前に運営費補助単価限度額を 1.1 倍としていた広域の活動拠点については広域単独化に伴う激変緩和措置を適用しない。

##### ② 算定方法

市町村合併前の運営費補助単価限度額が 1.5 倍の活動拠点については、毎年度 0.1 倍ずつ引き下げた広域単独化加算倍率（以下「単独加算倍率」という。）を乗じて得た額を運営費補助単価限度額とする。

(5) 国庫補助団体（単独）と国庫補助団体（広域）が統合し、その活動区域すべてが同一の市町村区域になった場合（例 8、9 参照）

① 基本的な考え方

統合及び広域単独化後、運営費補助単価限度額の急激な減額を防ぐため、5年間は統合及び広域単独化に伴う激変緩和措置を適用し、5年後に通常どおり1団体の運営費補助単価限度額を適用する。ただし、市町村合併前に運営費補助単価限度額を1.1倍としていた広域の活動拠点については広域単独化に伴う激変緩和措置を適用しない。

② 算定方法

「統合前格付限度額の総額」と「統合後格付限度額に統合加算倍率及び単独加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする。

(6) 非国庫補助団体と国庫補助団体（広域）が統合し、その活動区域すべてが同一の市町村区域になった場合（例 10、11 参照）

① 基本的な考え方

統合することに伴い、統合前非国庫補助団体の会員数及び就業延人日数の加算による急激な増加に対処するため、それに見合うランクの格付けを適用し、かつ、広域単独化に伴う(4)の激変緩和措置を適用する。

② 算定方法

統合後の会員数及び就業延人日数によりランクを格付し、市町村合併前の運営費補助単価限度額が1.5倍の活動拠点については、ランクの格付け後、毎年度0.1倍ずつ引き下げる。

なお、この場合における会員数及び就業延人日数には、非国庫補助団体分（連合に加入していない年度を除く。）の数値を含むこととする。

(7) 複数の国庫補助団体（広域）が統合し、その活動区域すべてが同一の市町村区域になった場合（例 12、13 参照）

① 基本的な考え方

統合及び広域単独化後、運営費補助単価限度額の急激な減額を防ぐため、5年間は統合及び広域単独化に伴う激変緩和措置を適用し、5年後に通常どおり1団体の運営費補助単価限度額を適用する。ただし、市町村合併前に運営費補助単価限度額を1.1倍としていた広域の活動拠点については広域単独化に伴う激変緩和措置を適用しない。

② 算定方法

「統合前格付限度額の総額」と「統合後格付限度額に統合加算倍率及び単独加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする。

(8) 広域に係る市町村区域が2以上ある国庫補助団体（広域）で、広域に係る区域のみ同一の市町村区域になった場合（例 14、15 参照）

① 基本的な考え方

統合及び広域単独化等の影響を受けず、区域の変更もないため、市町村合併後も変更なし。

② 算定方法

変更なし。

(9) 国庫補助団体（広域）の活動区域すべてと他の国庫補助団体（広域）の広域に係る区域のみが同一の市町村区域になった場合（例 16、17 参照）

① 基本的な考え方

広域単独化後、運営費補助単価限度額の急激な減額を防ぐため、5年間は広域単独化に伴う激変緩和措置に加えて他の広域に係る区域分の広域単独化に伴う激変緩和措置も適用し、5年後に通常どおり1団体の運営費補助単価限度額を適用する。ただし、市町村合併前に運営費補助単価限度額を1.1倍としていた広域の活動拠点については広域単独化に伴う激変緩和措置を適用しない。

② 算定方法

単独化した1.5倍の広域に係る区域分について、それぞれ運営費補助単価限度額に毎年度0.1倍ずつ引き下げた単独加算倍率を乗じた額を運営費補助単価限度額とする。

(10) (9)又は(13)のように、国庫補助団体（広域）が広域に係る区域を失って、結果的に単独化した場合（例 16、17、25、26 参照）

① 基本的な考え方

広域に係る区域がないため単独の国庫補助団体として扱い、激変緩和措置を適用しない。

② 算定方法

単独の国庫補助団体として、運営費補助単価限度額を適用する。

(11) 複数の国庫補助団体（広域）が統合し、統合前団体それぞれの広域に係る区域が他の市町村区域に存在する場合（例 18、19、20 参照）

① 基本的な考え方

国庫補助団体（広域）は統合するが統合後も広域であるため、広域のまま5年間は統合に伴う激変緩和措置を適用し、5年後は通常どおり1広域団体の運営費補助単価限度額を適用する。

なお、統合前広域団体の広域加算倍率がそれぞれ異なる場合は、高い倍率を適用する。

② 算定方法

「統合前格付限度額の総額」と「統合後格付限度額に統合加算倍率及び広域加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする。

(12) 複数の国庫補助団体（広域）が統合し、統合前1つ以上の広域団体で活動区域すべてが同一の市町村の区域になり、統合前一部の広域団体で広域に係る区域がそのまま他の市町村に残った場合（例 21、22、23、24 参照）

① 基本的な考え方

国庫補助団体（広域）は統合及び一部単独化するが、統合後も広域であるため、広域のまま5年間は統合及び一部広域単独化に伴う激変緩和措置を適用し、5年後は通常どおり1広域団体の運営費補助単価限度額を適用する。

なお、統合前広域団体の広域加算倍率がそれぞれ異なる場合は、残った広域に係る区域の倍率を適用する。

② 算定方法

「統合前格付限度額の総額」と「統合後格付限度額に統合加算倍率、単独加算倍率及び広域加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする。

(13) 国庫補助団体（単独）と国庫補助団体（広域）の広域に係る区域以外が同一の市町村区域になり、団体統合後も広域の国庫補助団体となった場合（例 25、26 参照）

① 基本的な考え方

国庫補助団体統合後、運営費補助単価限度額の急激な減額を防ぐため、5年間は統合に伴う激変緩和措置を適用し、5年後に通常どおり1団体広域の運営費補助単価限度額を適用する。

② 算定方法

「統合前格付限度額の総額」と「統合後格付限度額に統合加算倍率及び広域加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする。

(14) 非国庫補助団体と国庫補助団体（広域）の広域に係る区域以外が同一の市町村区域になり、団体統合後も広域の国庫補助団体となった場合（例 27、28 参照）

① 基本的な考え方

統合することに伴い、統合前非国庫補助団体の会員数及び就業延人日数の加算による急激な増加に対処するため、それに見合うランクの格付けを行い、広域の運営費補助単価限度額を適用する。

② 算定方法

統合後の会員数及び就業延人日数によりランクを格付けし、広域加算倍率を乗じて得た額を運営費補助単価限度額とする。

なお、この場合における会員数及び就業延人日数には、非国庫補助団体分（連合に加入していない年度を除く。）の数値を含むこととする。

(15) 国庫補助団体（広域）の広域に係る区域のみと国庫補助団体（単独）の区域が同一の市町村区域になり、広域に係る区域を失った国庫補助団体（広域）が単独化した場合（例 29、30 参照）

① 基本的な考え方

広域に係る区域を失って単独化した国庫補助団体については、活動区域が縮小されているため、激変緩和措置は適用しないが、広域に係る区域を追加した国庫補助団体（単独）に対して広域単独化に伴う激変緩和措置を適用する。ただし、市町村合併前に運営費補助単価限度額を1.1倍としていた広域の活動拠点については広域単独化に伴う激変緩和措置を適用しない。

② 算定方法

1. 5倍の広域に係る区域分を取り込んだ国庫補助団体（単独）について、運営費補助単価限度額に毎年度0.1倍ずつ引き下げた広域加算倍率を乗じた額を運営費補助単価限度額とする。

(16) 国庫補助団体（広域）の広域に係る区域のみと非国庫補助団体の区域が同一の市町村区域になり、広域に係る区域を失った国庫補助団体（広域）が単独化した場合（例 31、32 参照）

① 基本的な考え方

広域に係る区域がないため単独の国庫補助団体として扱い、激変緩和措置を適用しない。

② 算定方法

単独の国庫補助団体として、運営費補助単価限度額を適用する。

(17) 市町村合併の影響で統合後、激変緩和措置の途中でさらに市町村合併が進んだことに伴い、他の国庫補助団体（単独）と統合し、その活動区域すべてが同一の市町村区域になった場合（例 3 3 参照）

① 基本的な考え方

複数統合した激変緩和措置中の団体を 1 団体として、他の国庫補助団体との統合に伴う(1)の激変緩和措置を適用する。

② 算定方法

「統合前格付限度額の総額」と「統合後格付限度額に統合加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする（この場合、統合前激変緩和措置中の団体は、統合前激変緩和措置の運営費補助単価限度額で計算する。）。

(18) 市町村合併の影響で統合後、激変緩和措置の途中でさらに市町村合併が進んだことに伴い、他の非国庫補助団体と統合し、その活動区域すべてが同一の市町村区域になった場合（例 3 4 参照）

① 基本的な考え方

統合前非国庫補助団体の会員数及び就業延人日数の加算による急激な増加に対処するため、統合後、それに見合うランクの格付けを適用し、当初統合を初年度として激変緩和措置を継続する。

② 算定方法

統合後の会員数及び就業延人日数によりランクを格付けし、当初統合を初年度として、「統合前格付限度額の総額」と「統合後格付限度額に加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする激変緩和措置を継続する。

なお、この場合における会員数及び就業延人日数には、非国庫補助団体分（連合に加入していない年度を除く。）の数値を含むこととする。

(19) 市町村合併の影響で統合後、激変緩和措置の途中でさらに市町村合併が進んだことに伴い、他の国庫補助団体（広域）と統合し、その活動区域すべてが同一の市町村区域になった場合（例 3 5、3 6 参照）

① 基本的な考え方

複数統合した激変緩和措置中の団体を 1 団体として、他の国庫補助団体（広域）との統合に伴う(5)の激変緩和措置を適用する。

② 算定方法

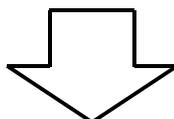
「統合前格付限度額の総額」と「統合後格付限度額に統合加算倍率と単独加算倍率を乗じて得た額」のいずれか低い方を運営費補助単価限度額とする（この場合、統合前激変緩和措置中の団体は、統合前激変緩和措置の運営費補助単価限度額で計算する。）。

(注) 例図の運営費補助単価限度額については、本執行方針の別表 2 による変更後の限度額に読み替えて適用すること。

**【例 1】**

**【市町村合併前】** 870万円 + 710万円 = 1,580万円

<p>〇〇市（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>〇〇市シルバー （国庫補助Aランク）</td> </tr> <tr> <td>1,000人、7,500人日</td> </tr> <tr> <td>870万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合前）</p>	〇〇市シルバー （国庫補助Aランク）	1,000人、7,500人日	870万円限度額	<p>△△町（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>△△町シルバー （国庫補助Bランク）</td> </tr> <tr> <td>500人、3,000人日</td> </tr> <tr> <td>710万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合前）</p>	△△町シルバー （国庫補助Bランク）	500人、3,000人日	710万円限度額
〇〇市シルバー （国庫補助Aランク）							
1,000人、7,500人日							
870万円限度額							
△△町シルバー （国庫補助Bランク）							
500人、3,000人日							
710万円限度額							



**【市町村合併後】** 1,580万円 → 870万円（710万円の減）

<p>□□市（合併後）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>□□市シルバー （国庫補助Aランク）</td> </tr> <tr> <td>1,500人、10,500人日</td> </tr> <tr> <td>870万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合後）</p>	□□市シルバー （国庫補助Aランク）	1,500人、10,500人日	870万円限度額	
□□市シルバー （国庫補助Aランク）				
1,500人、10,500人日				
870万円限度額				

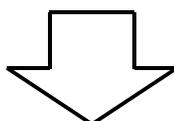
**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

	統合前格付限度額の総額	比較	格付×統合倍率	運営費補助限度額
初年度	1,580 (870 + 710)	>	1,566 (870 × 1.8)	1,566
2年目	1,580 (870 + 710)	>	1,392 (870 × 1.6)	1,392
3年目	1,580 (870 + 710)	>	1,218 (870 × 1.4)	1,218
4年目	1,580 (870 + 710)	>	1,044 (870 × 1.2)	1,044
5年目	1,580 (870 + 710)	>	870 (870 × 1.0)	870

**【例2】**

**【市町村合併前】** 710万円 + 710万円 + 560万円 = 1,980万円

○○市（合併前） ○○市シルバー （国庫補助Bランク） 1,000人、3,500人日 710万円限度額 （シルバー統合前）	△△町（合併前） △△町シルバー （国庫補助Bランク） 500人、1,500人日 710万円限度額 （シルバー統合前）	□□村（合併前） □□村シルバー （国庫補助Cランク） 120人、800人日 560万円限度額 （シルバー統合前）
--	--	--



**【市町村合併後】** 1,980万円 → 870万円（1,110万円の減）

◇◇市（合併後） ◇◇市シルバー （国庫補助Aランク） 1,620人、5,800人日 870万円限度額 （シルバー統合後）
--

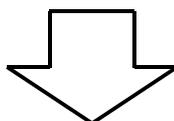
**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

	統合前格付限度額の総額	比較	格付×統合倍率	運営費補助限度額
初年度	1,980 (710 + 710 + 560)	<	2,262 (870 × 2.6)	1,980
2年目	1,980 (710 + 710 + 560)	>	1,914 (870 × 2.2)	1,914
3年目	1,980 (710 + 710 + 560)	>	1,566 (870 × 1.8)	1,566
4年目	1,980 (710 + 710 + 560)	>	1,218 (870 × 1.4)	1,218
5年目	1,980 (710 + 710 + 560)	>	870 (870 × 1.0)	870

**【例3】**

**【市町村合併前】** 710万円 + 0万円 = 710万円

〇〇市（合併前） <table border="1"><tr><td>〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）</td></tr><tr><td>500人、6,000人日</td></tr><tr><td>710万円限度額</td></tr></table> （シルバー統合前）	〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）	500人、6,000人日	710万円限度額	△△町（合併前） <table border="1"><tr><td>△△町シルバー （非国庫補助団体）</td></tr><tr><td>100人、2,000人日</td></tr><tr><td>国庫補助なし</td></tr></table> （シルバー統合前）	△△町シルバー （非国庫補助団体）	100人、2,000人日	国庫補助なし
〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）							
500人、6,000人日							
710万円限度額							
△△町シルバー （非国庫補助団体）							
100人、2,000人日							
国庫補助なし							



**【市町村合併後】** 710万円 → 870万円（160万円の増）

□□市（合併後） <table border="1"><tr><td>□□市シルバー （国庫補助Aランク）</td></tr><tr><td>600人、8,000人日</td></tr><tr><td>870万円限度額</td></tr></table> （シルバー統合後）	□□市シルバー （国庫補助Aランク）	600人、8,000人日	870万円限度額
□□市シルバー （国庫補助Aランク）			
600人、8,000人日			
870万円限度額			

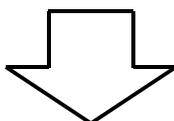
**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

	運営費補助限度額
市町村合併後	870

**【例 4】**

**【市町村合併前】** 710万円 + 0万円 + 0万円 = 710万円

○○市（合併前） <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">                             ○○市シルバー                              （国庫補助Bランク）                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             530人、3,500人日                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             710万円限度額                         </td> </tr> </table> （シルバー統合前）	○○市シルバー （国庫補助Bランク）	530人、3,500人日	710万円限度額	△△町（合併前） <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">                             △△町シルバー                              （非国庫補助団体）                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             310人、3,000人日                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             国庫補助なし                         </td> </tr> </table> （シルバー統合前）	△△町シルバー （非国庫補助団体）	310人、3,000人日	国庫補助なし	□□村（合併前） <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">                             □□村シルバー                              （非国庫補助団体）                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             130人、3,000人日                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             国庫補助なし                         </td> </tr> </table> （シルバー統合前）	□□村シルバー （非国庫補助団体）	130人、3,000人日	国庫補助なし
○○市シルバー （国庫補助Bランク）											
530人、3,500人日											
710万円限度額											
△△町シルバー （非国庫補助団体）											
310人、3,000人日											
国庫補助なし											
□□村シルバー （非国庫補助団体）											
130人、3,000人日											
国庫補助なし											



**【市町村合併後】** 710万円 → 870万円（160万円の増）

◇◇市（合併後） <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">                             ◇◇市シルバー                              （国庫補助Aランク）                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             970人、9,500人日                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             870万円限度額                         </td> </tr> </table> （シルバー統合後）	◇◇市シルバー （国庫補助Aランク）	970人、9,500人日	870万円限度額
◇◇市シルバー （国庫補助Aランク）			
970人、9,500人日			
870万円限度額			

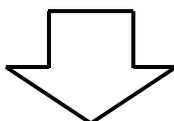
**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

	運営費補助限度額
市町村合併後	870

**【例 5】**

**【市町村合併前】** 710万円 + 710万円 + 0万円 = 1,420万円

○○市 (合併前) ○○市シルバー (国庫補助Bランク) 500人、3,600人日 710万円限度額 (シルバー統合前)	△△町 (合併前) △△町シルバー (国庫補助Bランク) 340人、3,000人日 710万円限度額 (シルバー統合前)	□□村 (合併前) □□村シルバー (非国庫補助団体) 130人、3,000人日 国庫補助なし (シルバー統合前)
---	---	--



**【市町村合併後】** 1,420万円 → 870万円 (550万円の減)

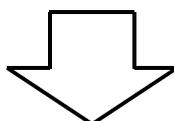
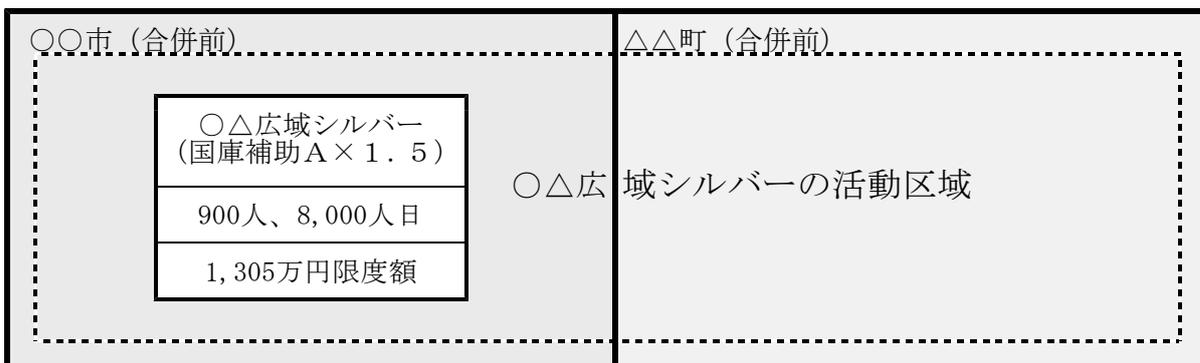
◇◇市 (合併後) ◇◇市シルバー (国庫補助Aランク) 970人、9,600人日 870万円限度額 (シルバー統合後)
---

**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

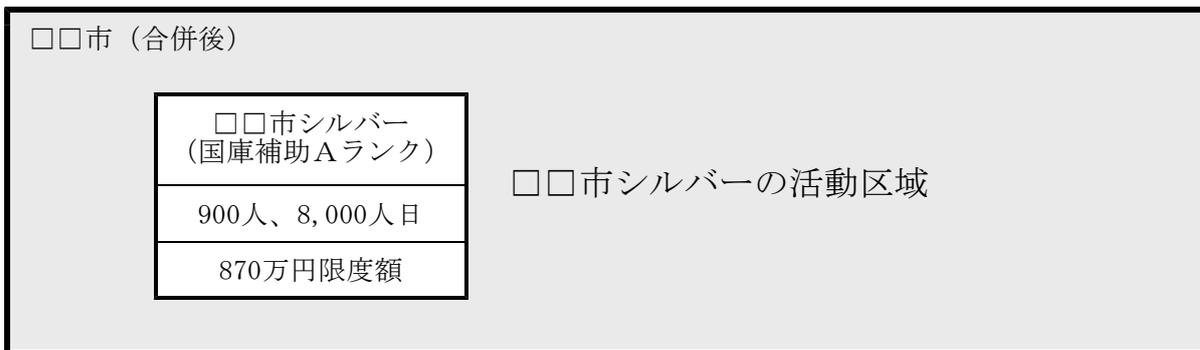
	統合前格付限度額の総額	比較	格付×統合倍率	運営費補助限度額
初年度	1,420 (710 + 710)	<	1,556 (870 × 1.8)	1,420
2年目	1,420 (710 + 710)	>	1,392 (870 × 1.6)	1,392
3年目	1,420 (710 + 710)	>	1,218 (870 × 1.4)	1,218
4年目	1,420 (710 + 710)	>	1,044 (870 × 1.2)	1,044
5年目	1,420 (710 + 710)	>	870 (870 × 1.0)	870

**【例6】**

**【市町村合併前】** 870万円 × 1.5（広域） = 1,305万円



**【市町村合併後】** 1,305万円 → 870万円（435万円の減）

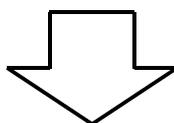
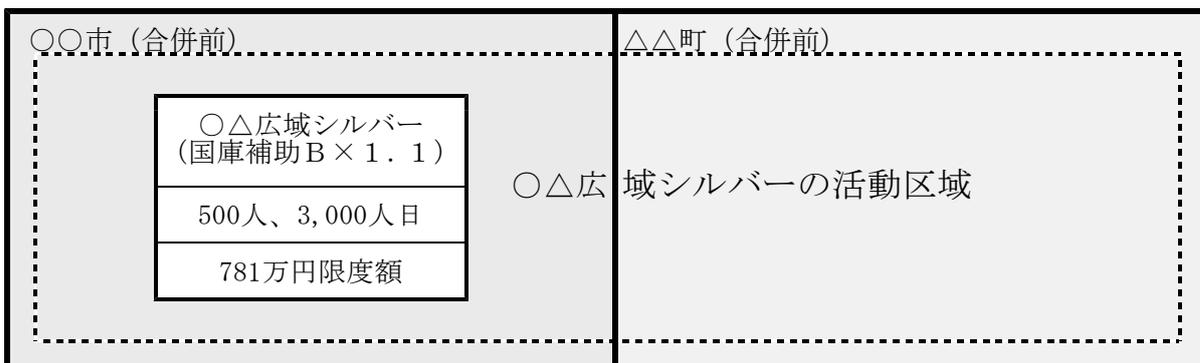


**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

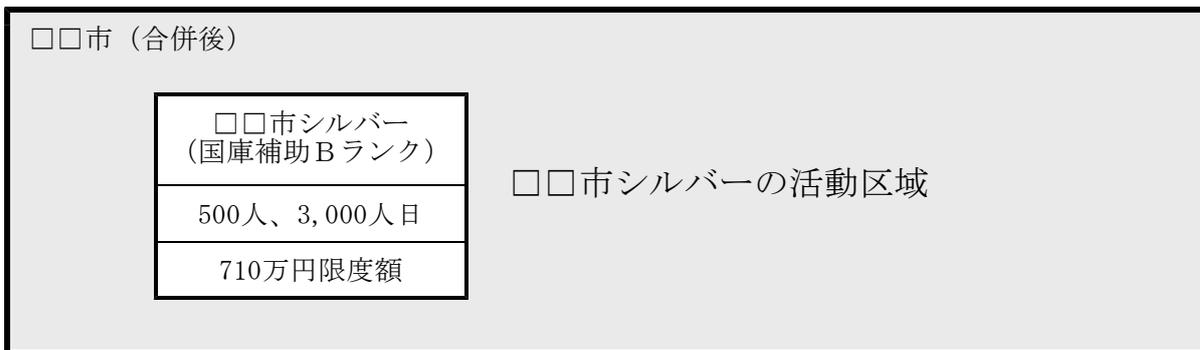
	格付×単独倍率	運営費補助限度額
初年度	870 × 1.4	1,218
2年目	870 × 1.3	1,131
3年目	870 × 1.2	1,044
4年目	870 × 1.1	957
5年目	870 × 1.0	870

**【例7】**

**【市町村合併前】** 710万円 × 1.1 (広域) = 781万円



**【市町村合併後】** 781万円 → 710万円 (71万円の減)



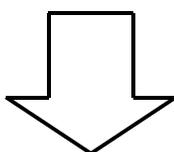
**【運営費補助単価限度額 (激変緩和措置なし)】**

	運営費補助限度額
市町村合併後	710

**【例8】**

**【市町村合併前】** 710万円 + 1,065万円（広域） = 1,775万円

<p>〇〇市（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）</td> </tr> <tr> <td>600人、4,500人日</td> </tr> <tr> <td>710万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合前）</p>	〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）	600人、4,500人日	710万円限度額	<p>△△町（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>△△広域シルバー （国庫補助B×1.5）</td> </tr> <tr> <td>400人、5,000人日</td> </tr> <tr> <td>1,065万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合及び単独化前）</p>	△△広域シルバー （国庫補助B×1.5）	400人、5,000人日	1,065万円限度額	<p>□□村（合併前）</p> <p>△△広域シルバーの 活動区域</p>
〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）								
600人、4,500人日								
710万円限度額								
△△広域シルバー （国庫補助B×1.5）								
400人、5,000人日								
1,065万円限度額								



**【市町村合併後】** 1,775万円 → 905万円（930万円の減）

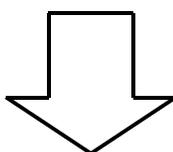
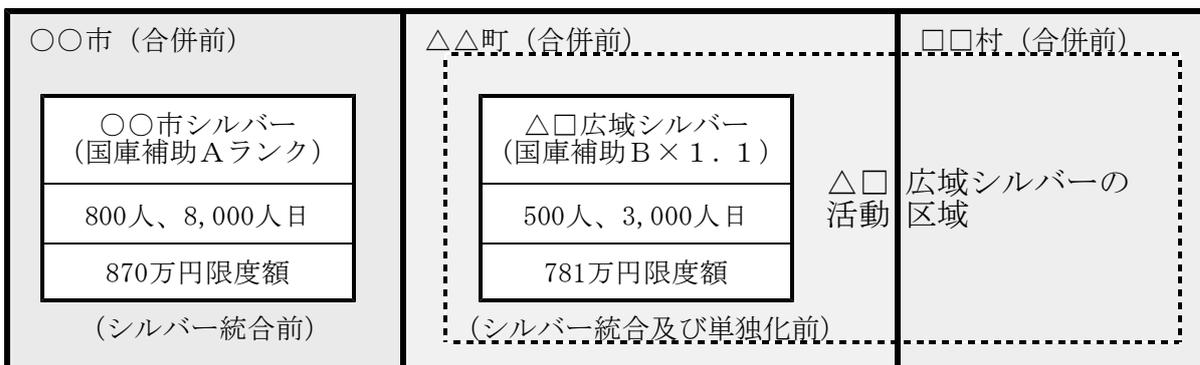
<p>◇◇市（合併後）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>◇◇市シルバー （国庫補助Aランク）</td> </tr> <tr> <td>1,000人、9,500人日</td> </tr> <tr> <td>870万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合及び単独化後）</p>	◇◇市シルバー （国庫補助Aランク）	1,000人、9,500人日	870万円限度額
◇◇市シルバー （国庫補助Aランク）			
1,000人、9,500人日			
870万円限度額			

**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

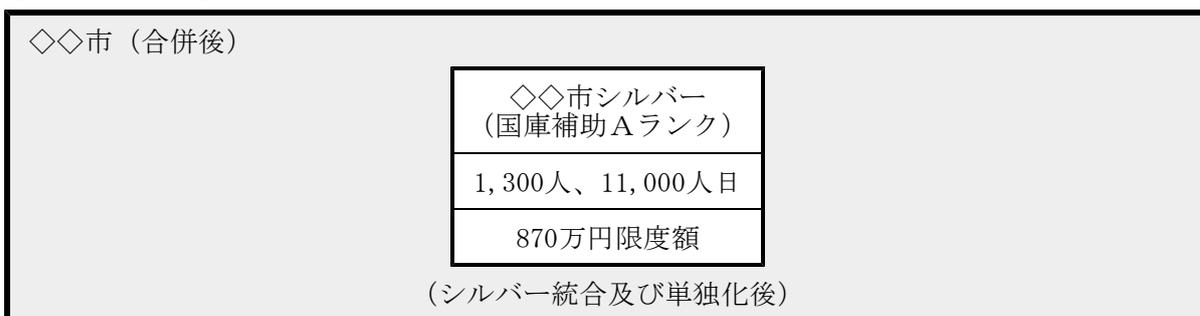
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×単独倍率	運営費補助限度額
初年度	1,775 (710 + 1,065)	<	2,192.4 (870 × 1.8 × 1.4)	1,775
2年目	1,775 (710 + 1,065)	<	1,809.6 (870 × 1.6 × 1.3)	1,775
3年目	1,775 (710 + 1,065)	>	1,461.6 (870 × 1.4 × 1.2)	1,461.6
4年目	1,775 (710 + 1,065)	>	1,148.4 (870 × 1.2 × 1.1)	1,148.4
5年目	1,775 (710 + 1,065)	>	870 (870 × 1.0 × 1.0)	870

**【例9】**

**【市町村合併前】** 870万円 + 781万円（広域） = 1,651万円



**【市町村合併後】** 1,651万円 → 870万円（781万円の減）

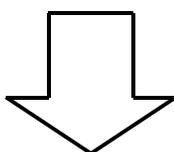
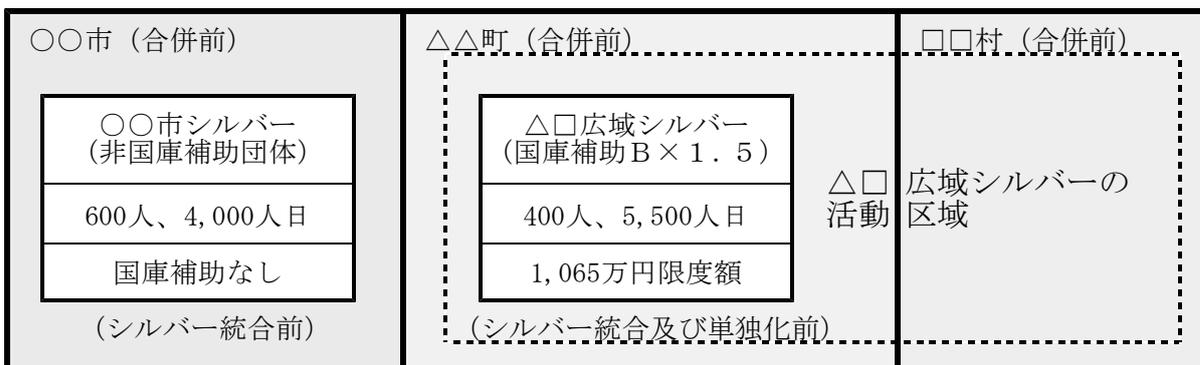


**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

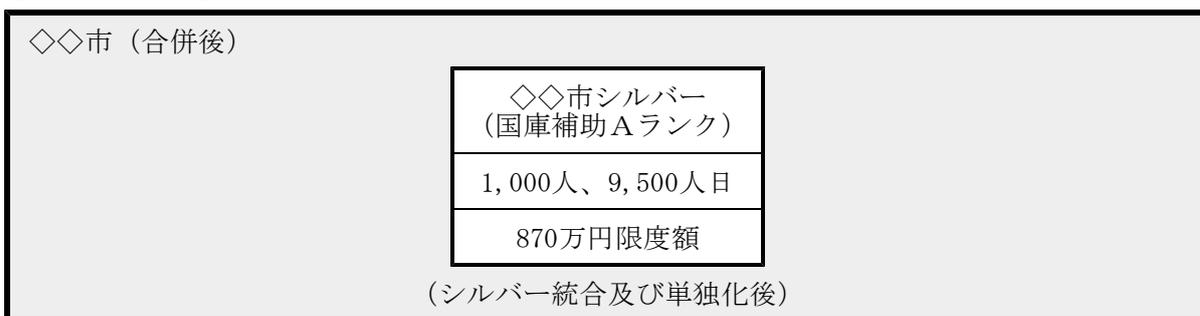
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×広域なし	運営費補助限度額
初年度	1,651 (870 + 781)	>	1,566 (870 × 1.8 × 1.0)	1,566
2年目	1,651 (870 + 781)	>	1,392 (870 × 1.6 × 1.0)	1,392
3年目	1,651 (870 + 781)	>	1,218 (870 × 1.4 × 1.0)	1,218
4年目	1,651 (870 + 781)	>	1,044 (870 × 1.2 × 1.0)	1,044
5年目	1,651 (870 + 781)	>	870 (870 × 1.0 × 1.0)	870

**【例10】**

**【市町村合併前】** 0万円 + 1,065万円（広域） = 1,065万円



**【市町村合併後】** 1,065万円 → 870万円（195万円の減）

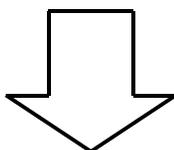
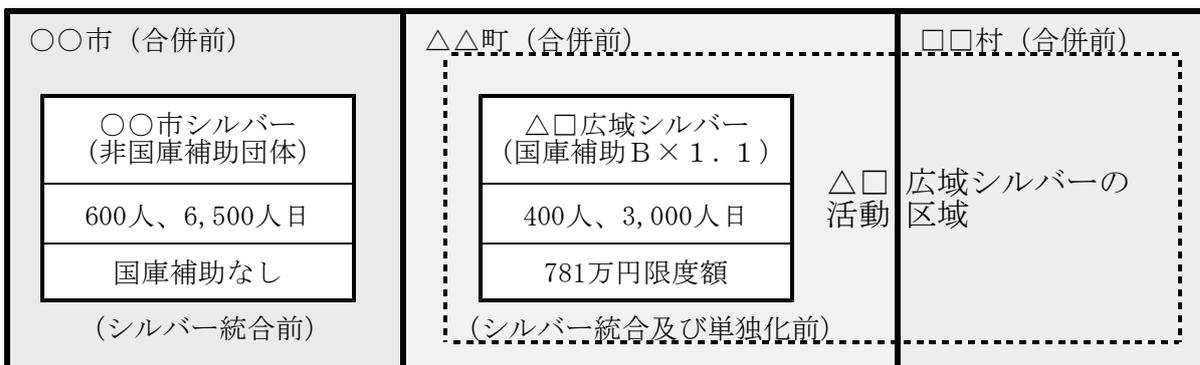


**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

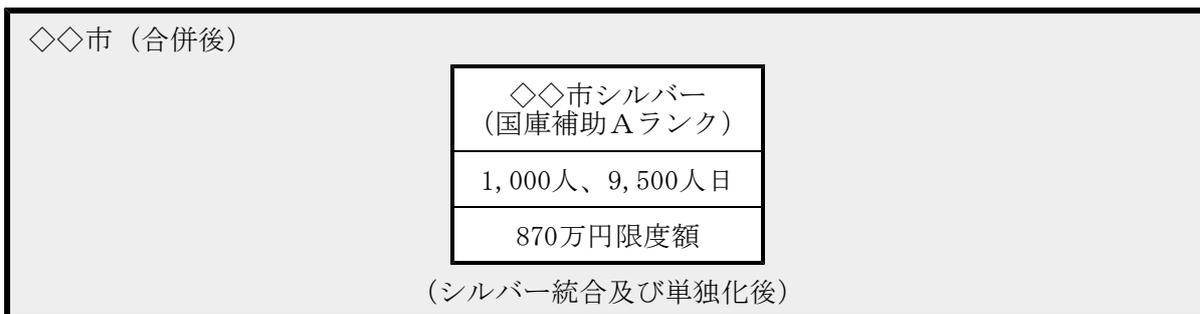
	格付×単独倍率	運営費補助限度額
初年度	870 × 1.4	1,218
2年目	870 × 1.3	1,131
3年目	870 × 1.2	1,044
4年目	870 × 1.1	957
5年目	870 × 1.0	870

**【例 1 1】**

**【市町村合併前】** 0万円 + 781万円（広域） = 781万円



**【市町村合併後】** 781万円 → 870万円（89万円の増）

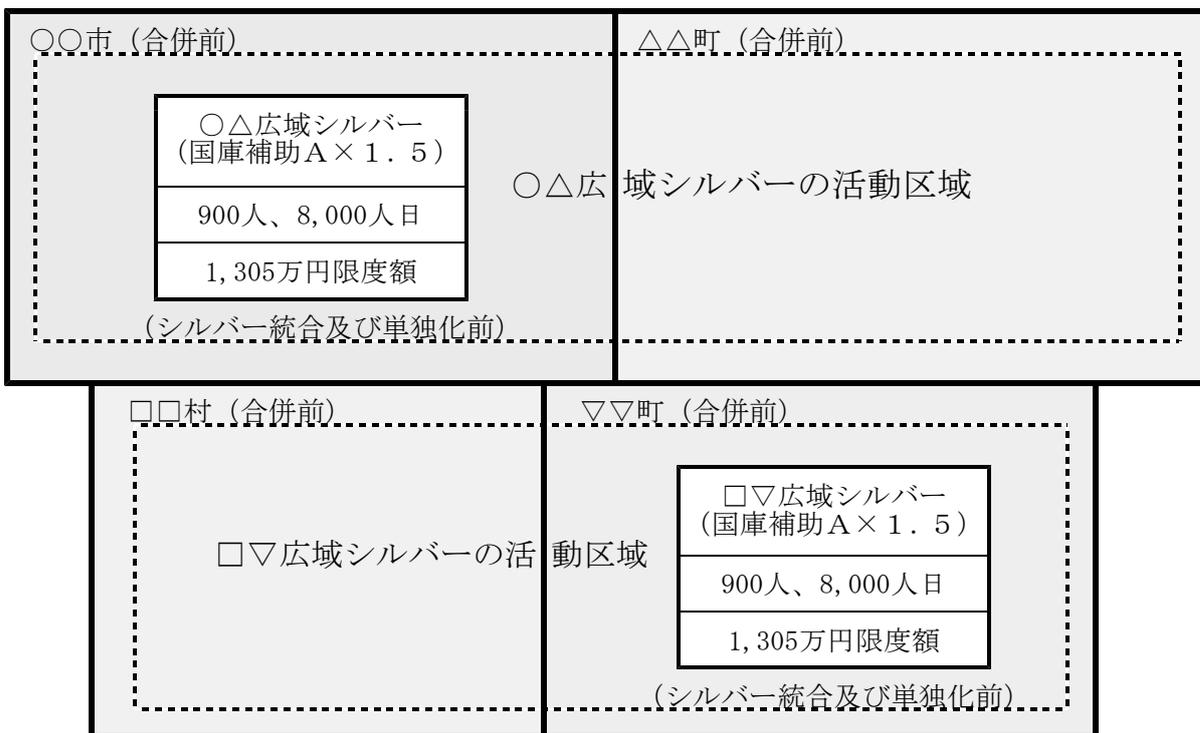


**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

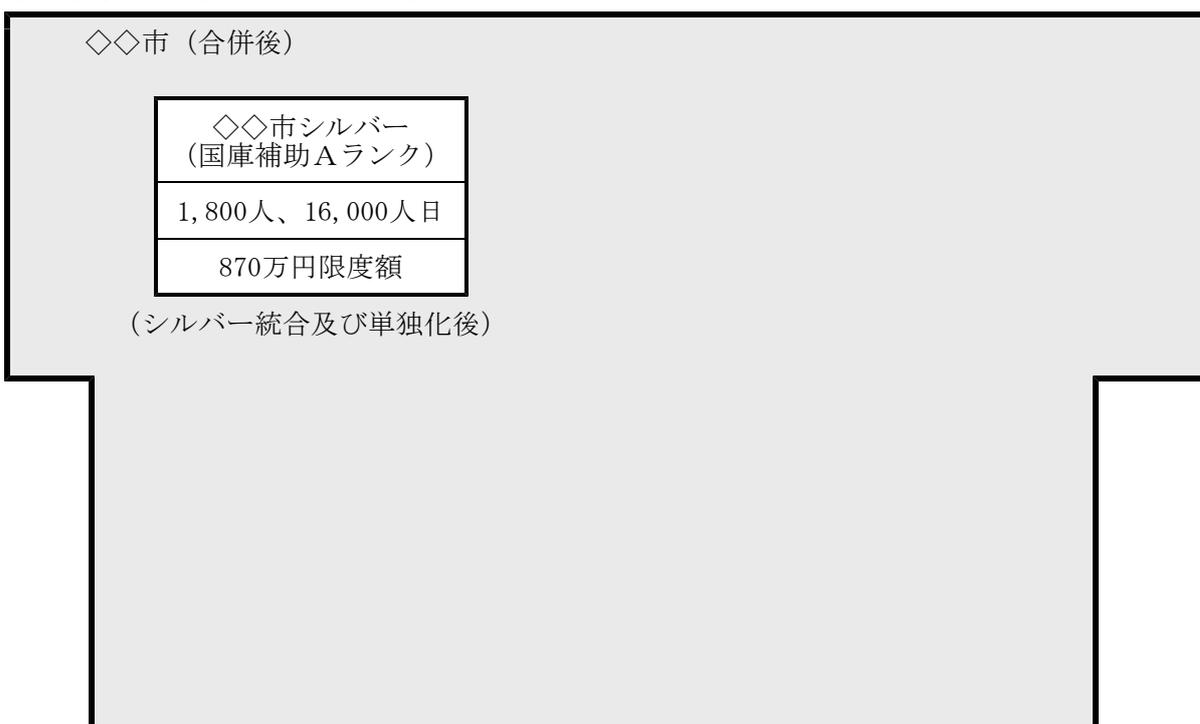
	運営費補助限度額
市町村合併後	870

**【例12】**

**【市町村合併前】** 1,305万円（広域） + 1,305万円（広域） = 2,610万円



**【市町村合併後】** 2,610万円 → 870万円（1,740万円の減）

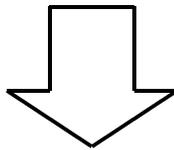
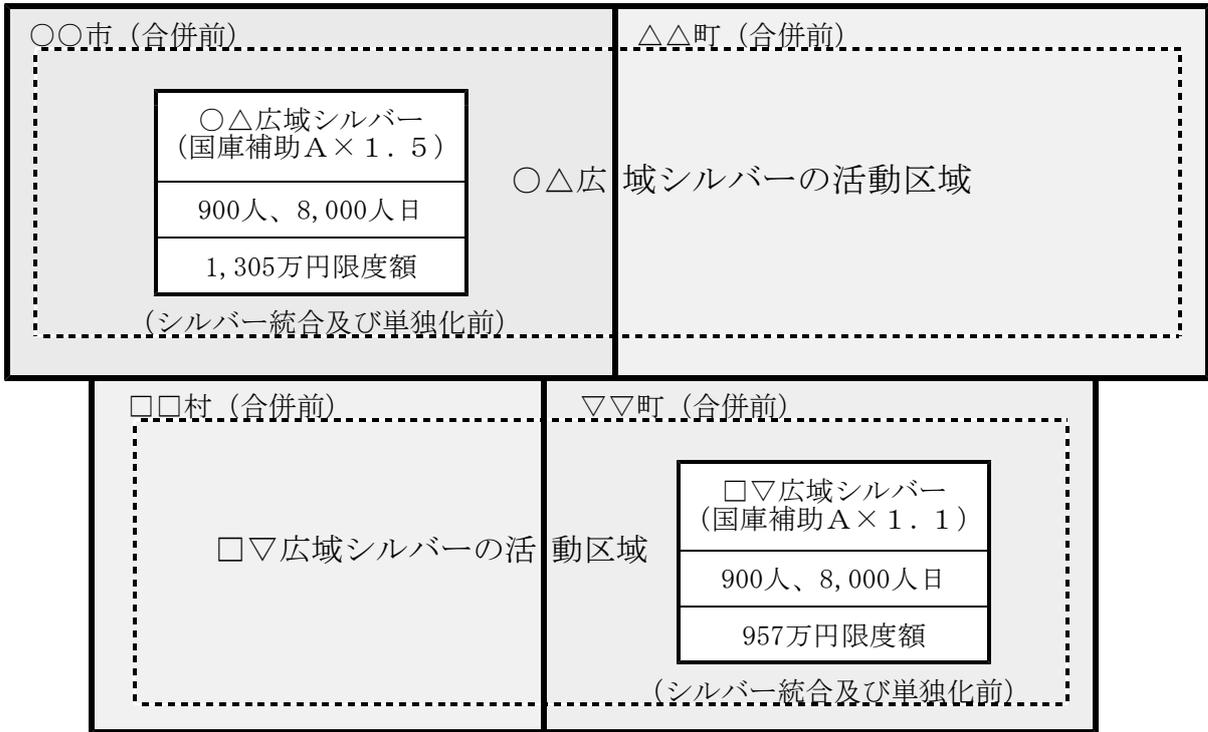


【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

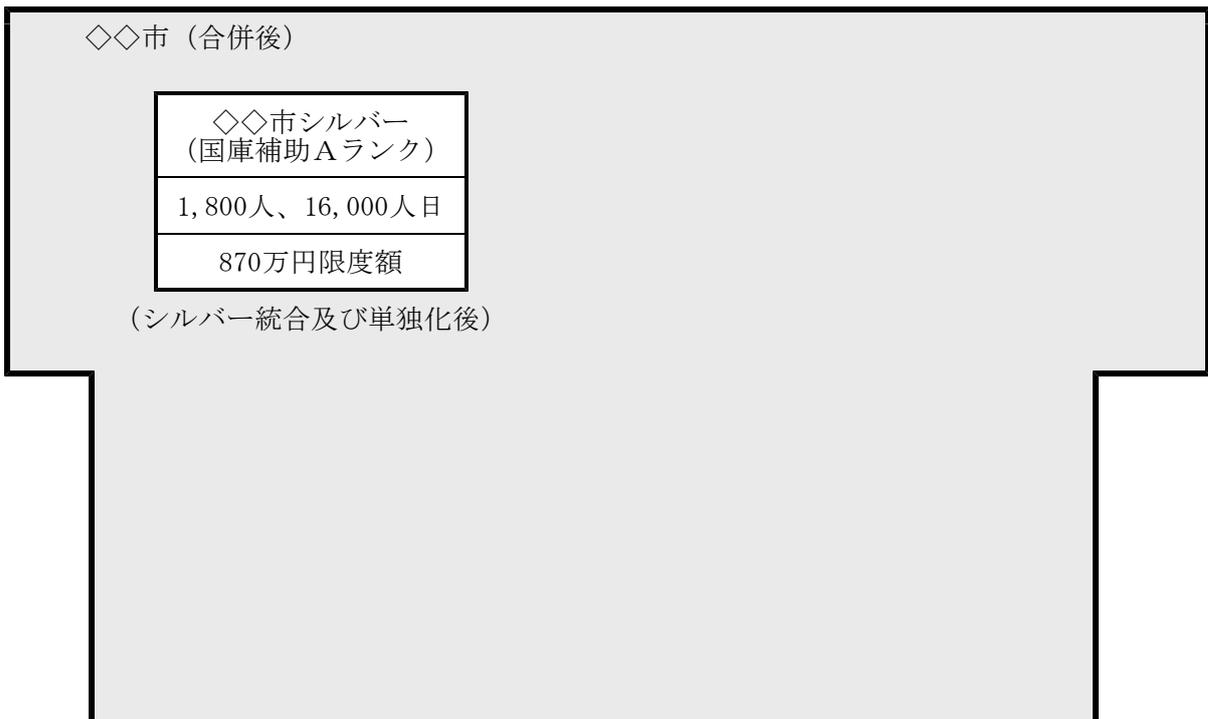
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×単独倍率×単独倍率	運営費補助限度額
初年度	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	<	3,069.4 ( 870 × 1.8 × 1.4 × 1.4 )	2,610
2年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	2,352.5 ( 870 × 1.6 × 1.3 × 1.3 )	2,352.5
3年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	1,753.9 ( 870 × 1.4 × 1.2 × 1.2 )	1,753.9
4年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	1,263.2 ( 870 × 1.2 × 1.1 × 1.1 )	1,263.2
5年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	870 ( 870 × 1.0 × 1.0 × 1.0 )	870

**【例13】**

**【市町村合併前】** 1,305万円（広域） + 957万円（広域） = 2,262万円



**【市町村合併後】** 2,262万円 → 870万円（1,392万円の減）

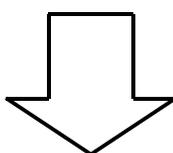
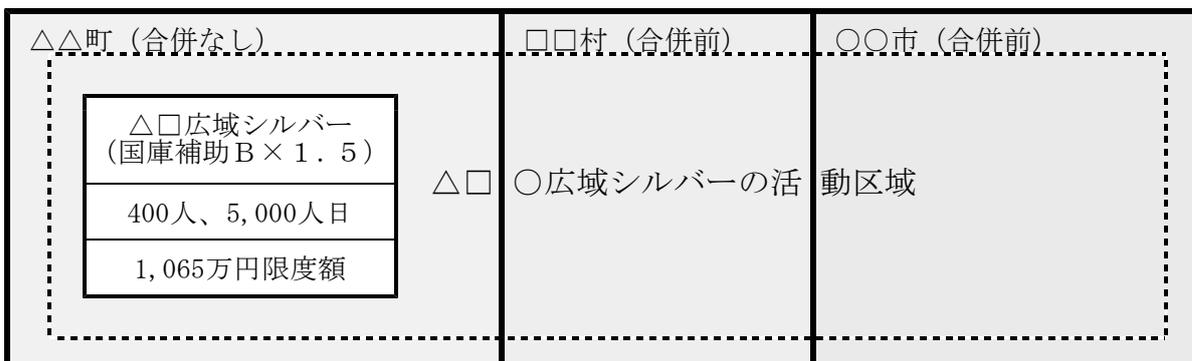


【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

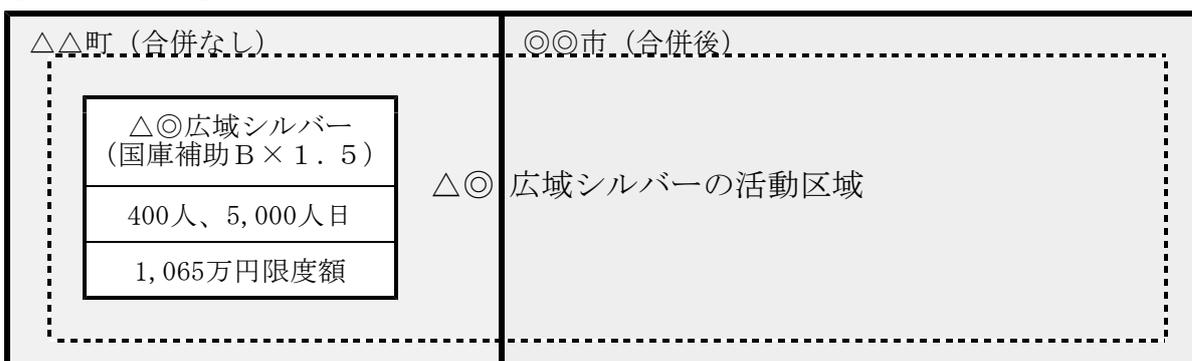
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×単独倍率×広域なし	運営費補助限度額
初年度	2,262 ( 1,305 + 957 )	>	2,192.4 ( 870 × 1.8 × 1.4 × 1.0 )	2,192.4
2年目	2,262 ( 1,305 + 957 )	>	1,809.6 ( 870 × 1.6 × 1.3 × 1.0 )	1,809.6
3年目	2,262 ( 1,305 + 957 )	>	1,461.6 ( 870 × 1.4 × 1.2 × 1.0 )	1,461.6
4年目	2,262 ( 1,305 + 957 )	>	1,148.4 ( 870 × 1.2 × 1.1 × 1.0 )	1,148.4
5年目	2,262 ( 1,305 + 957 )	>	870 ( 870 × 1.0 × 1.0 × 1.0 )	870

**【例 1 4】**

**【市町村合併前】** 1, 0 6 5 万円 (広域)



**【市町村合併後】** 1, 0 6 5 万円 → 1, 0 6 5 万円 (国庫補助及び区域に変更なし)

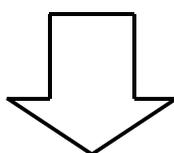
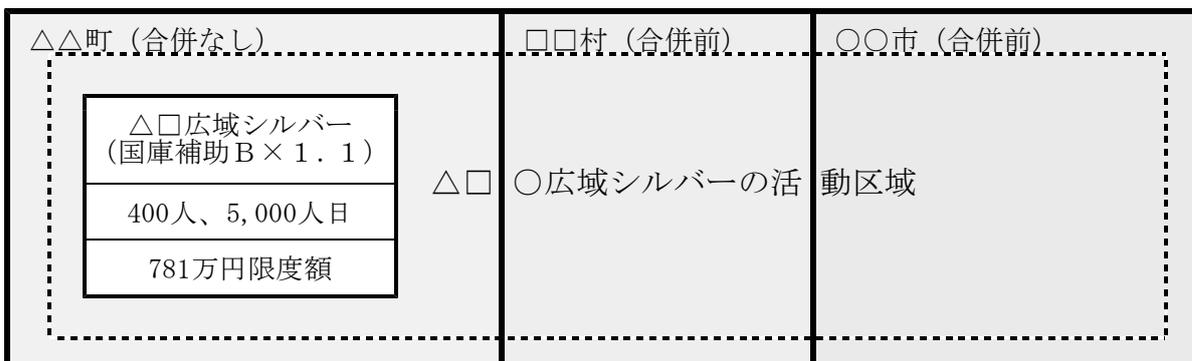


**【運営費補助単価限度額】**

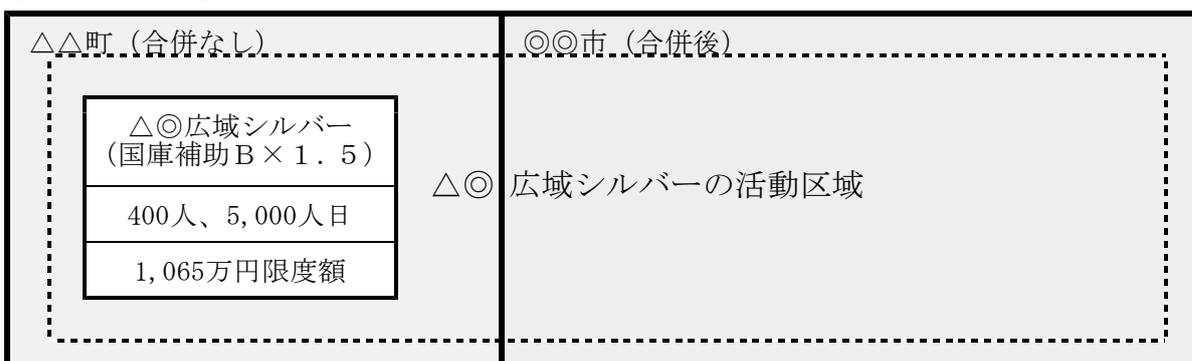
	運営費補助限度額
市町村合併後	1,065

**【例15】**

**【市町村合併前】** 781万円（広域）



**【市町村合併後】** 781万円 → 1,065万円（284万円の増）

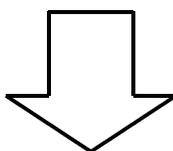


**【運営費補助単価限度額（変更なし）】**

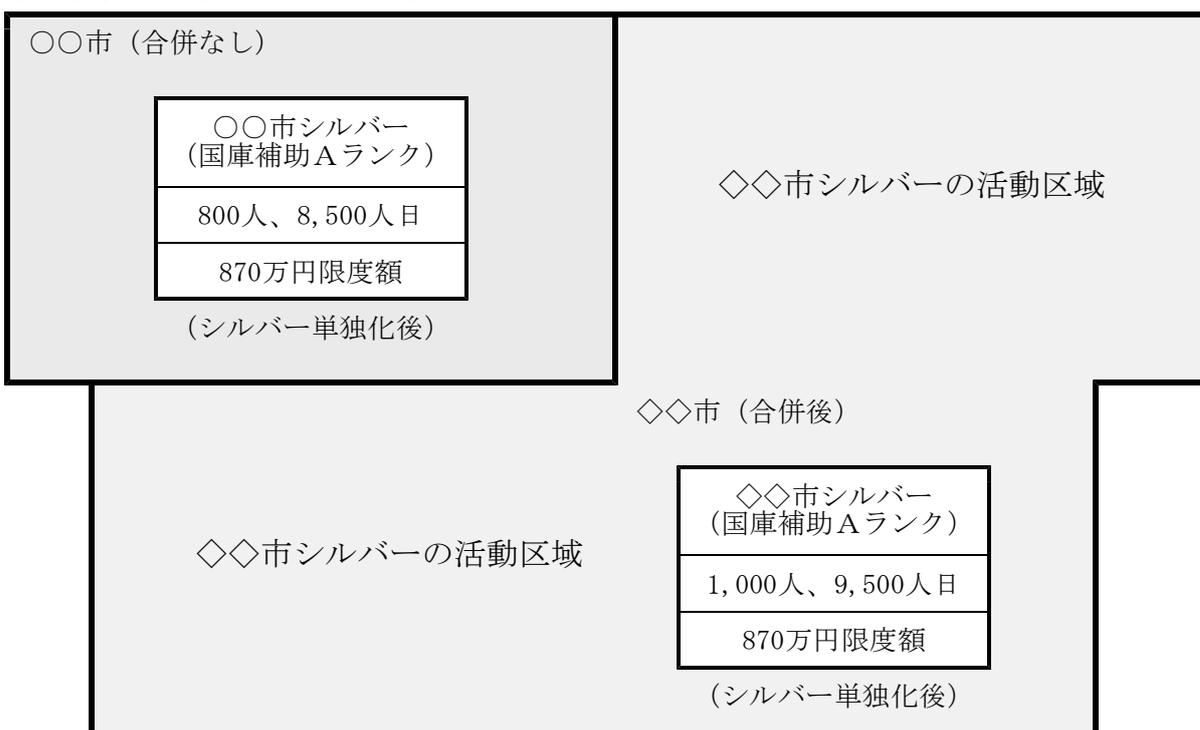
	運営費補助限度額
市町村合併後	1,065

**【例16】**

**【市町村合併前】** 1,305万円（広域） + 1,305万円（広域） = 2,610万円



**【市町村合併後】** 2,610万円 → 1,740万円（870万円の減）



〇〇市シルバー

【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】

	運営費補助限度額
市町村合併後	870

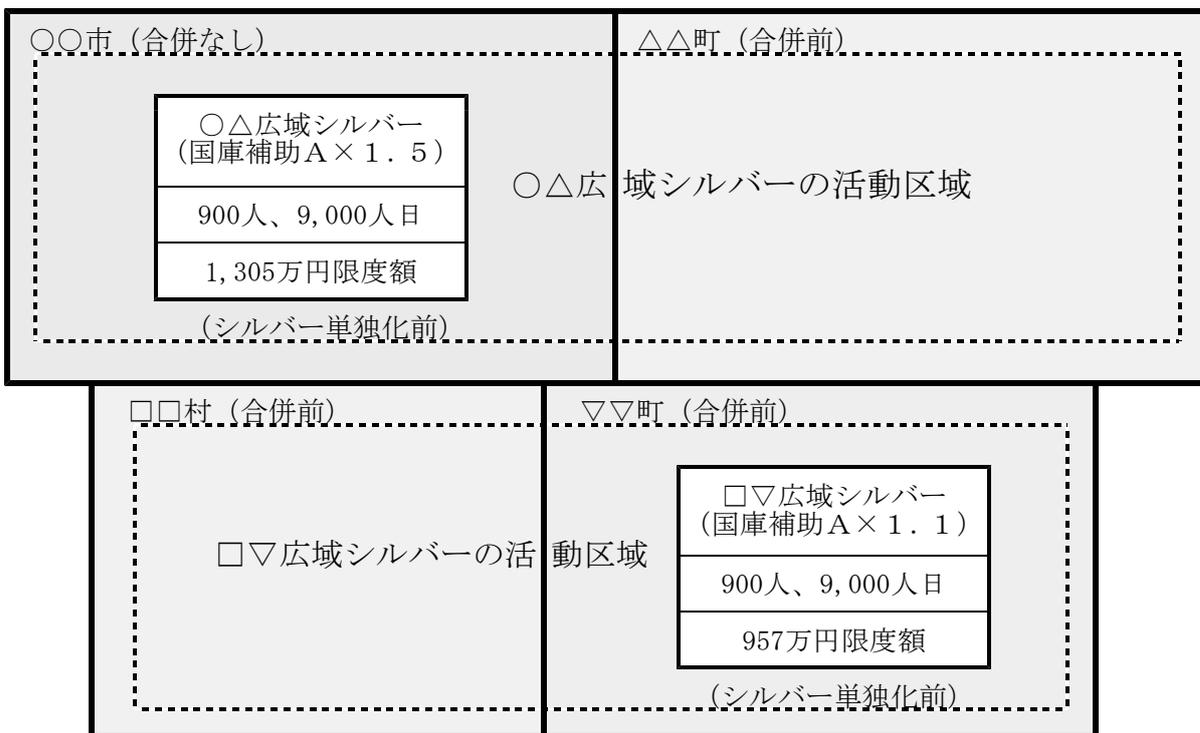
◇◇市シルバー

【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

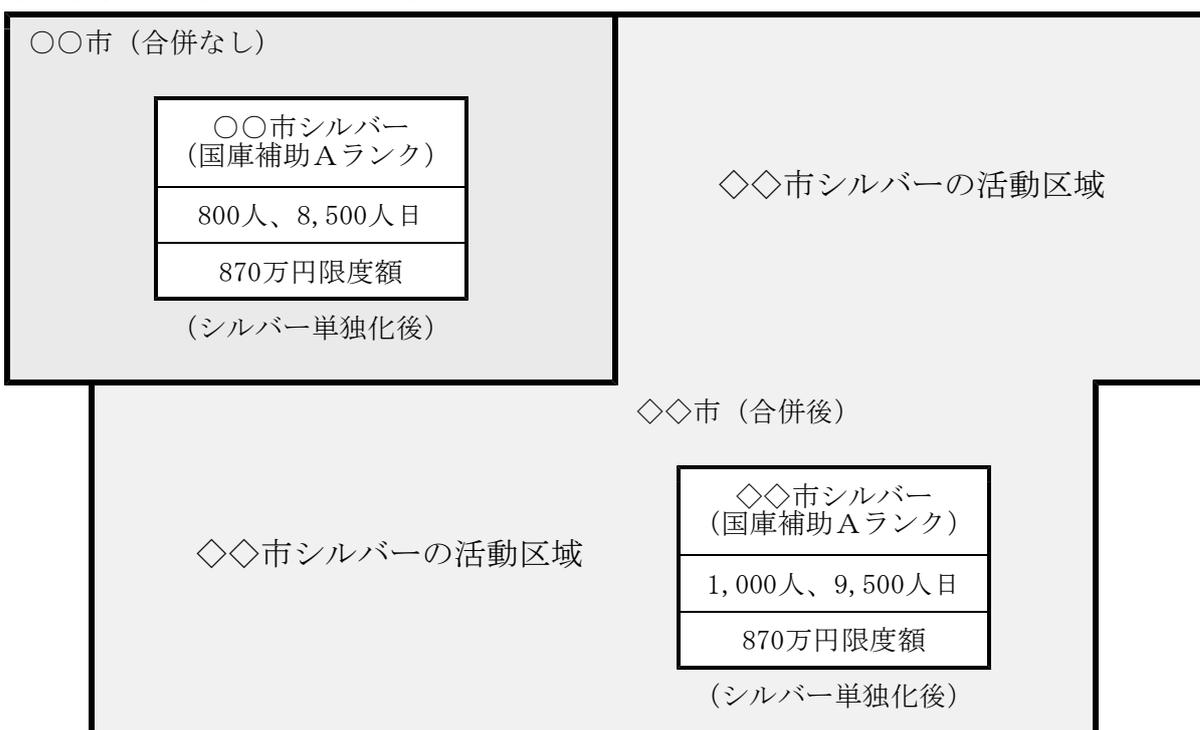
	格付×単独倍率×単独倍率	運営費補助限度額
初年度	$870 \times 1.4 \times 1.4$	1,705.2
2年目	$870 \times 1.3 \times 1.3$	1,470.3
3年目	$870 \times 1.2 \times 1.2$	1,252.8
4年目	$870 \times 1.1 \times 1.1$	1,052.7
5年目	$870 \times 1.0 \times 1.0$	870

【例17】

【市町村合併前】 1,305万円（広域） + 957万円（広域） = 2,262万円



【市町村合併後】 2,262万円 → 1,740万円（522万円の減）



〇〇市シルバー

【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】

	運営費補助限度額
市町村合併後	870

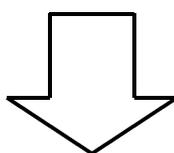
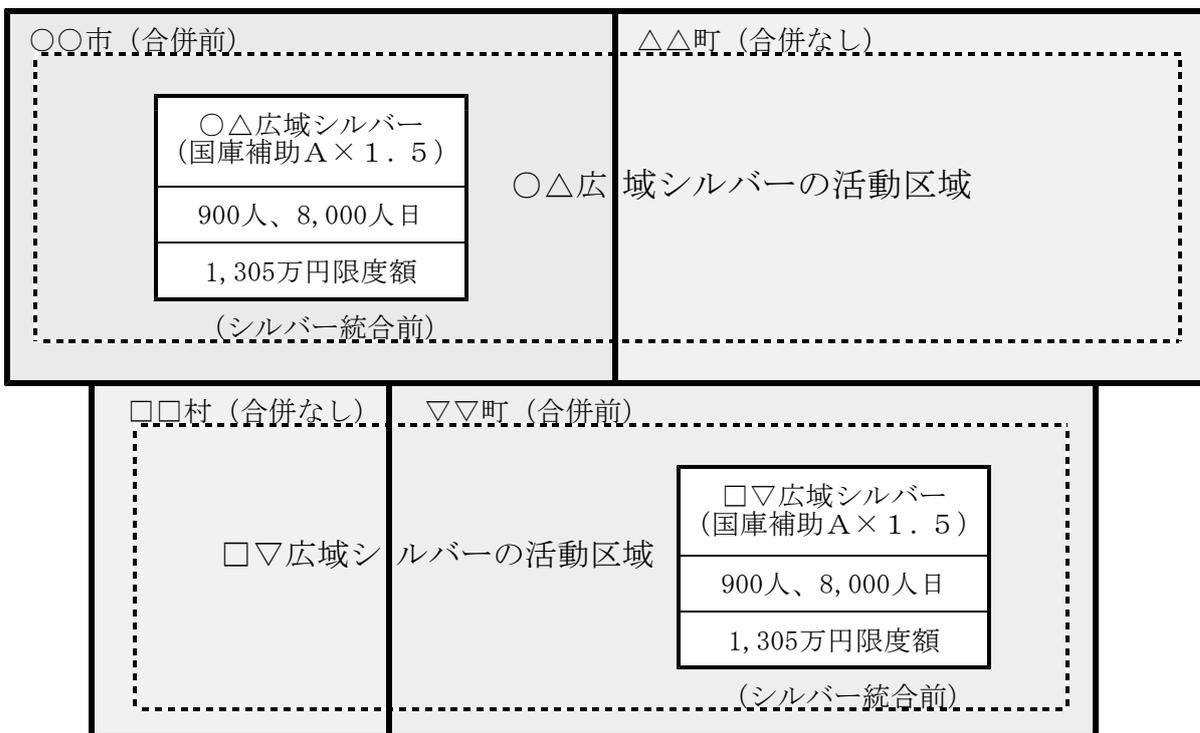
◇◇市シルバー

【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

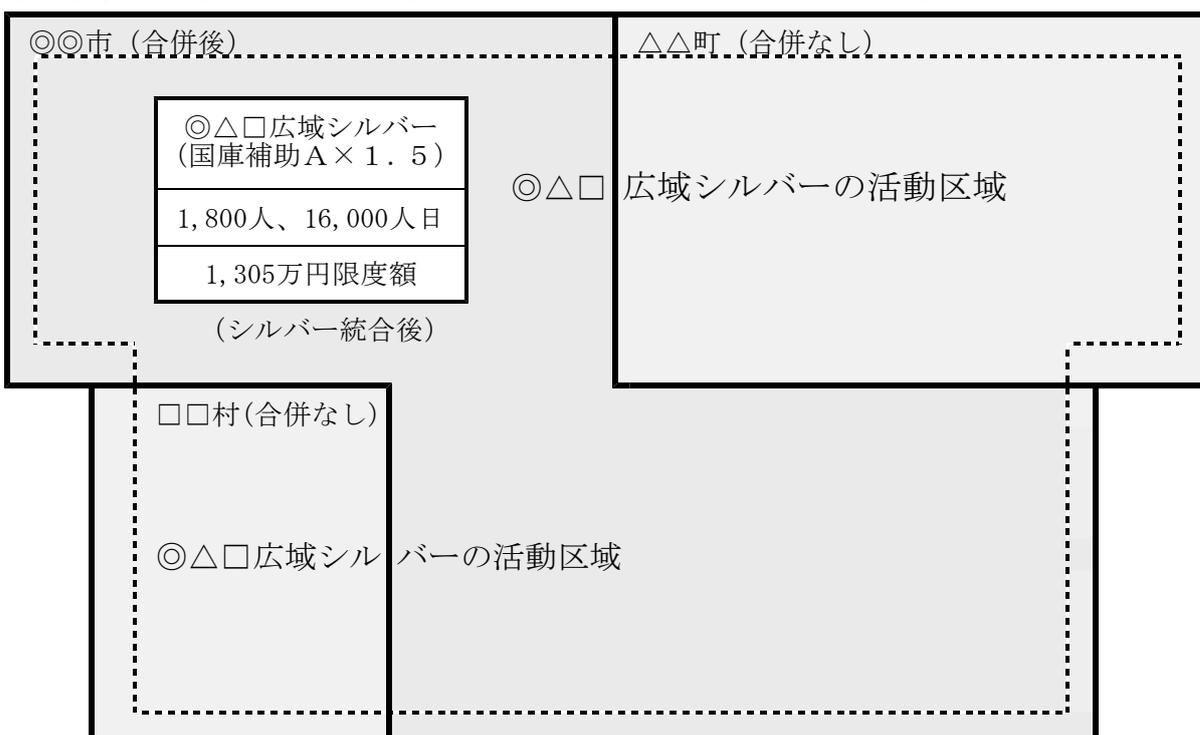
	格付×広域なし×単独倍率	運営費補助限度額
初年度	$870 \times 1.0 \times 1.4$	1,218
2年目	$870 \times 1.0 \times 1.3$	1,131
3年目	$870 \times 1.0 \times 1.2$	1,044
4年目	$870 \times 1.0 \times 1.1$	957
5年目	$870 \times 1.0 \times 1.0$	870

**【例18】**

【市町村合併前】 1,305万円（広域） + 1,305万円（広域） = 2,610万円



【市町村合併後】 2,610万円 → 1,305万円（1,305万円の減）

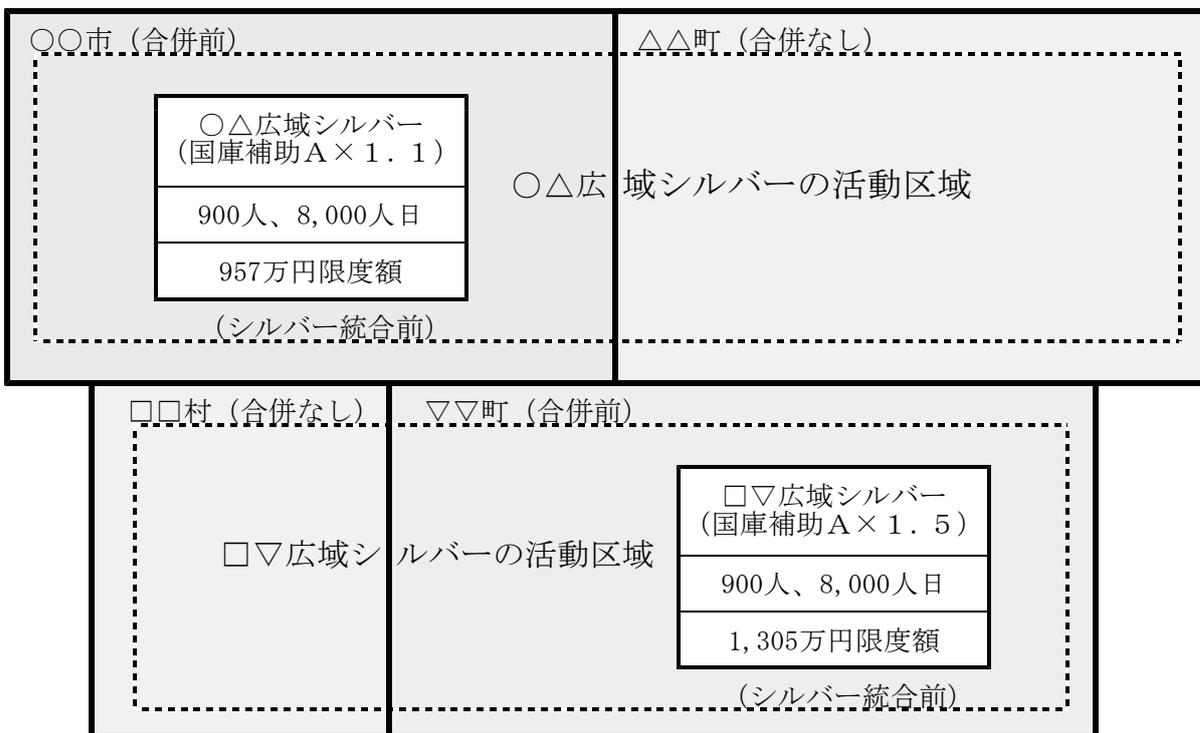


【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

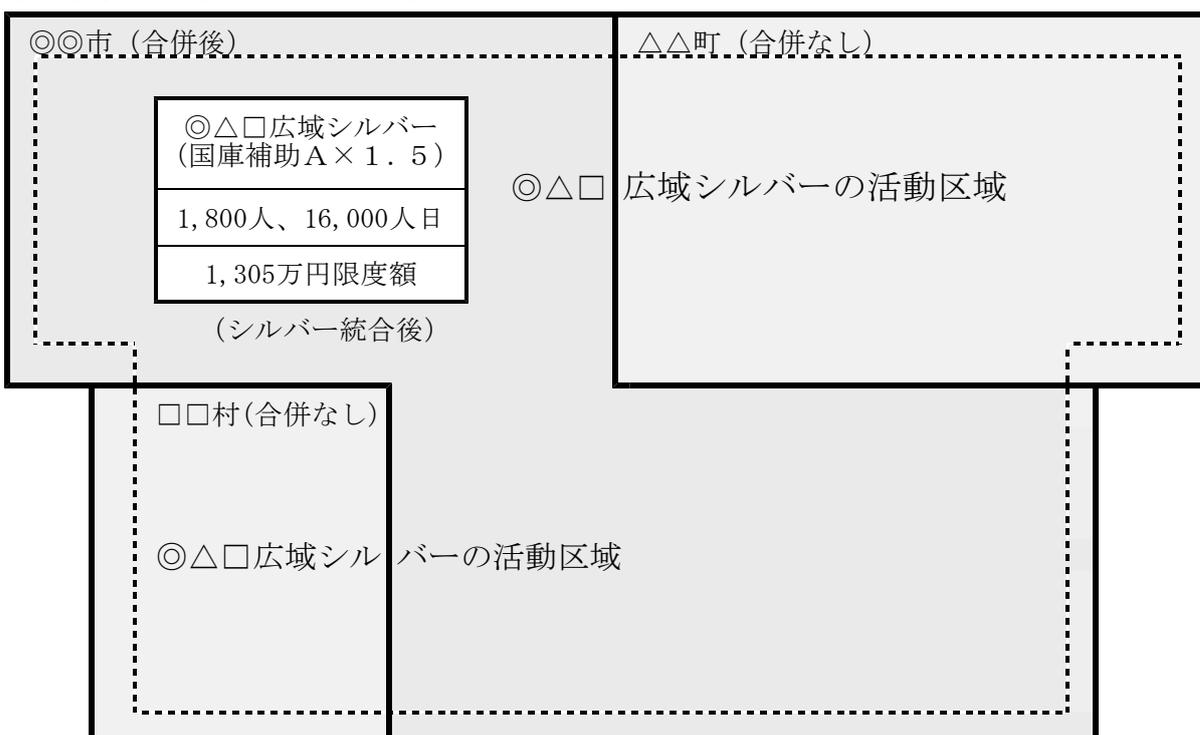
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×広域倍率	運営費補助限度額
初年度	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	2,349 ( 870 × 1.8 × 1.5 )	2,349
2年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	2,088 ( 870 × 1.6 × 1.5 )	2,088
3年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	1,827 ( 870 × 1.4 × 1.5 )	1,827
4年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	1,566 ( 870 × 1.2 × 1.5 )	1,566
5年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	1,305 ( 870 × 1.0 × 1.5 )	1,305

**【例19】**

【市町村合併前】 957万円（広域） + 1,305万円（広域） = 2,262万円



【市町村合併後】 2,262万円 → 1,305万円（957万円の減）

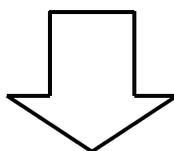
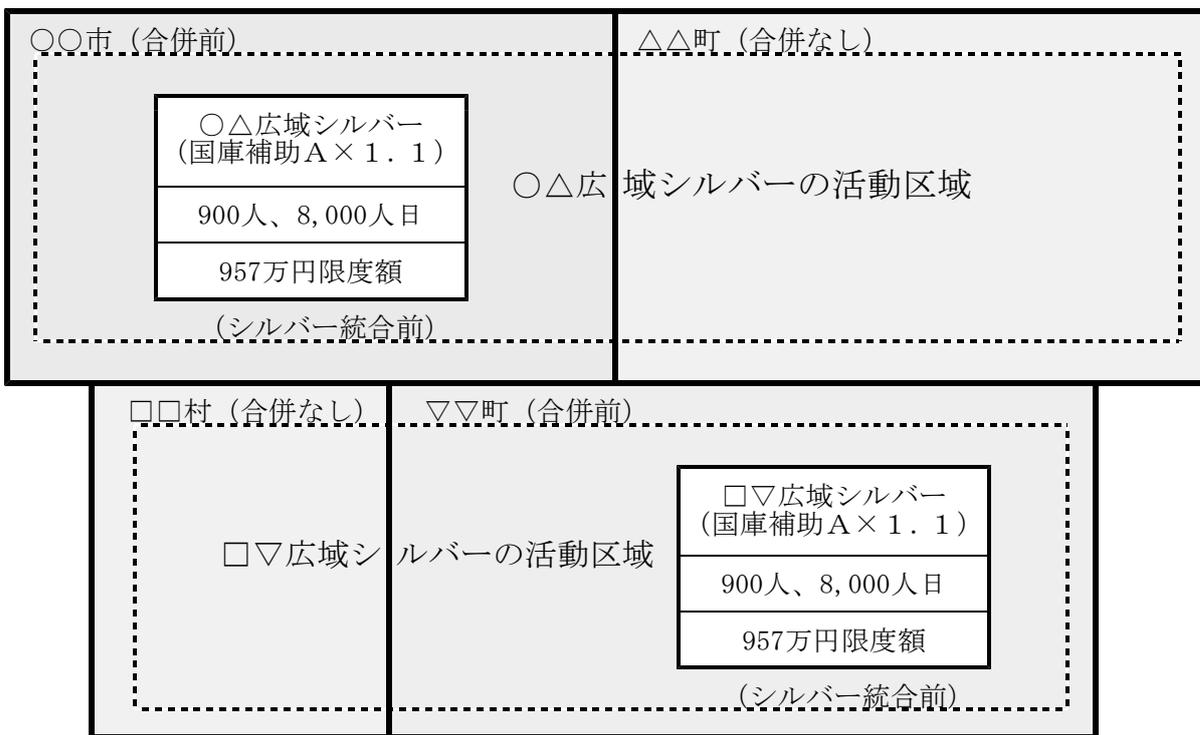


【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

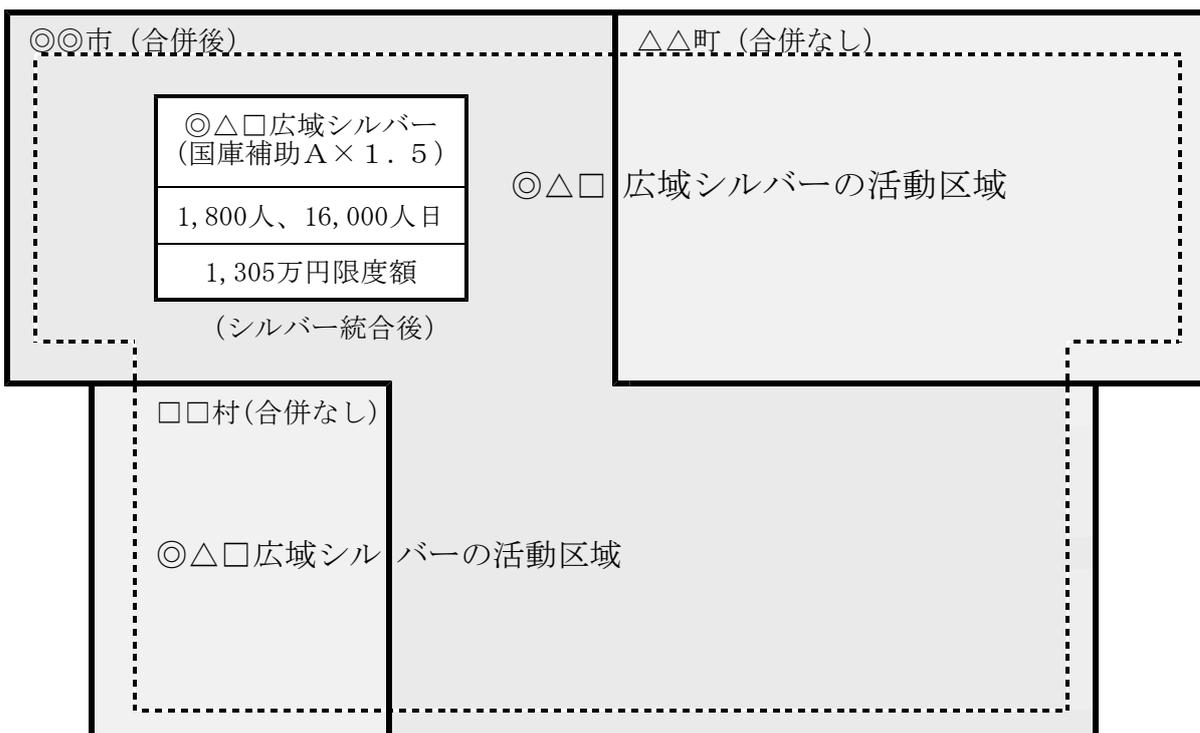
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×広域倍率	運営費補助限度額
初年度	2,262 ( 957 + 1,305 )	<	2,349 ( 870 × 1.8 × 1.5 )	2,262
2年目	2,262 ( 957 + 1,305 )	>	2,088 ( 870 × 1.6 × 1.5 )	2,088
3年目	2,262 ( 957 + 1,305 )	>	1,827 ( 870 × 1.4 × 1.5 )	1,827
4年目	2,262 ( 957 + 1,305 )	>	1,566 ( 870 × 1.2 × 1.5 )	1,566
5年目	2,262 ( 957 + 1,305 )	>	1,305 ( 870 × 1.0 × 1.5 )	1,305

**【例20】**

【市町村合併前】 957万円（広域） + 957万円（広域） = 1,914万円



【市町村合併後】 1,914万円 → 1,305万円（609万円の減）

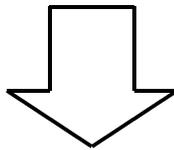
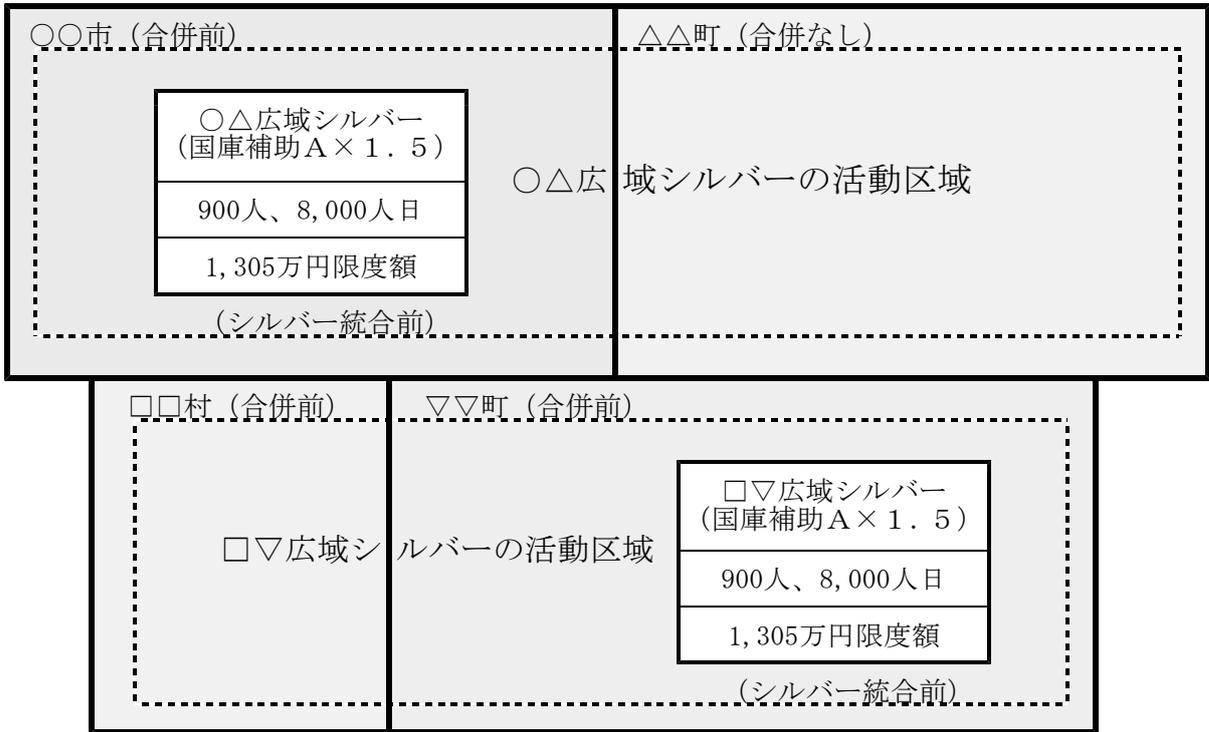


【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

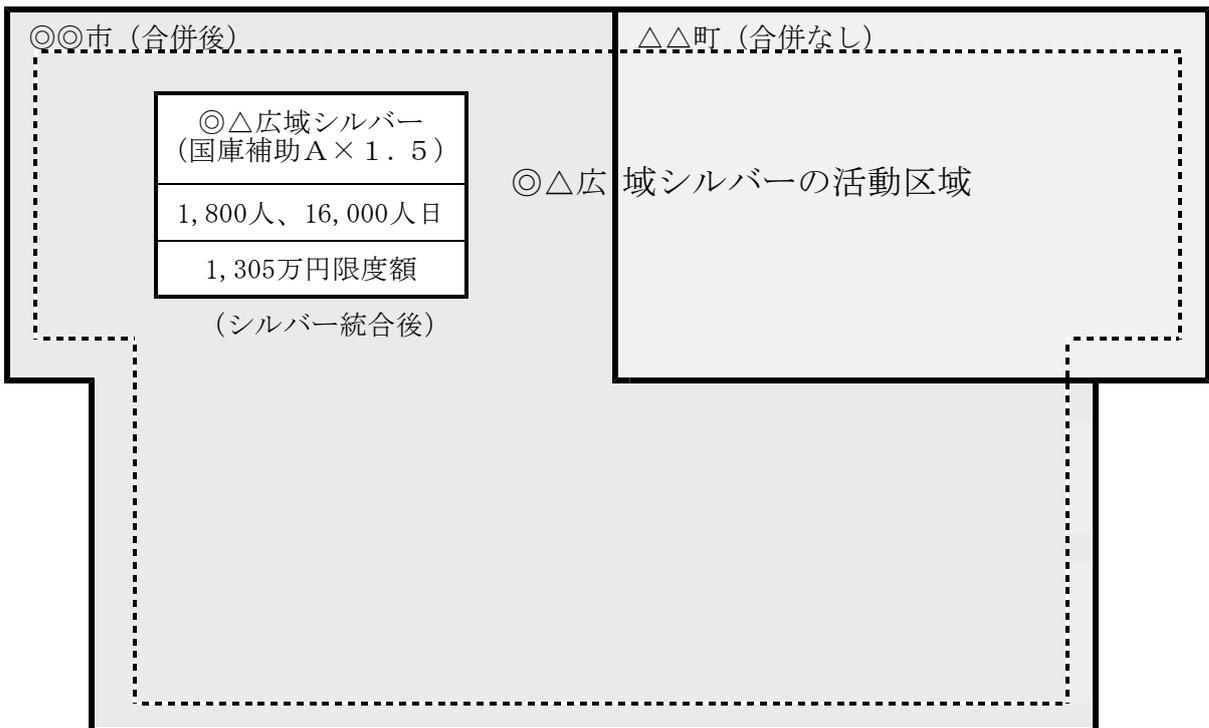
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×広域倍率	運営費補助限度額
初年度	1,914 ( 957 + 957 )	<	2,349 ( 870 × 1.8 × 1.5 )	1,914
2年目	1,914 ( 957 + 957 )	<	2,088 ( 870 × 1.6 × 1.5 )	1,914
3年目	1,914 ( 957 + 957 )	>	1,827 ( 870 × 1.4 × 1.5 )	1,827
4年目	1,914 ( 957 + 957 )	>	1,566 ( 870 × 1.2 × 1.5 )	1,566
5年目	1,914 ( 957 + 957 )	>	1,305 ( 870 × 1.0 × 1.5 )	1,305

**【例 2 1】**

【市町村合併前】 1, 3 0 5 万円（広域） + 1, 3 0 5 万円（広域） = 2, 6 1 0 万円



【市町村合併後】 2, 6 1 0 万円 → 1, 3 0 5 万円（1, 3 0 5 万円の減）

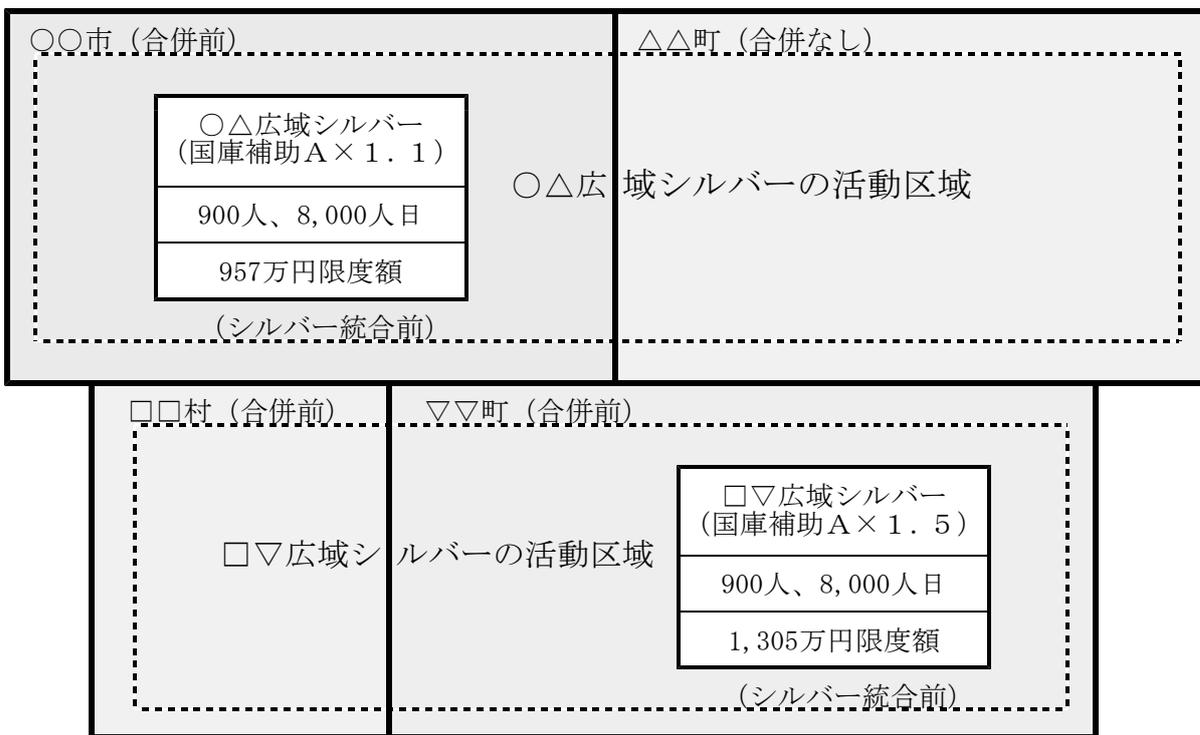


【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

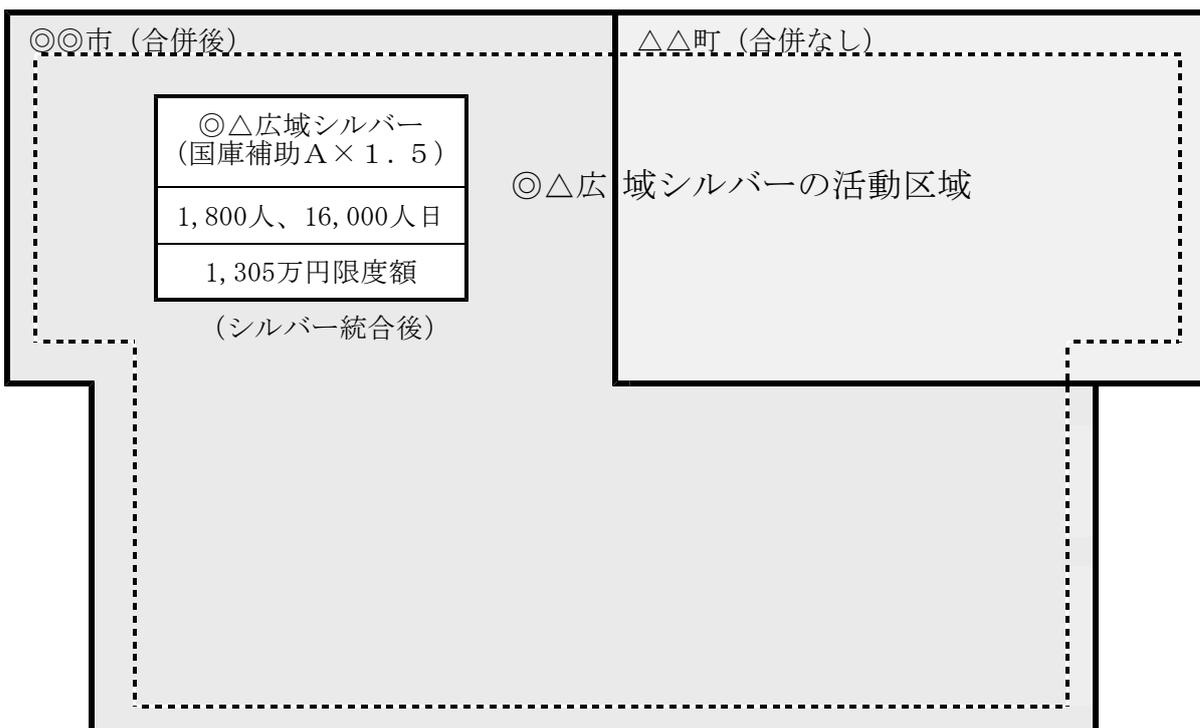
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×単独倍率×広域倍率	運営費補助限度額
初年度	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	<	3,288.6 ( 870 × 1.8 × 1.4 × 1.5 )	2,610
2年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	<	2,714.4 ( 870 × 1.6 × 1.3 × 1.5 )	2,610
3年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	2,192.4 ( 870 × 1.4 × 1.2 × 1.5 )	2,192.4
4年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	1,722.6 ( 870 × 1.2 × 1.1 × 1.5 )	1,722.6
5年目	2,610 ( 1,305 + 1,305 )	>	1,305 ( 870 × 1.0 × 1.0 × 1.5 )	1,305

**【例 2 2】**

【市町村合併前】 9 5 7 万円（広域） + 1, 3 0 5 万円（広域） = 2, 2 6 2 万円



【市町村合併後】 2, 2 6 2 万円 → 1, 3 0 5 万円（9 5 7 万円の減）

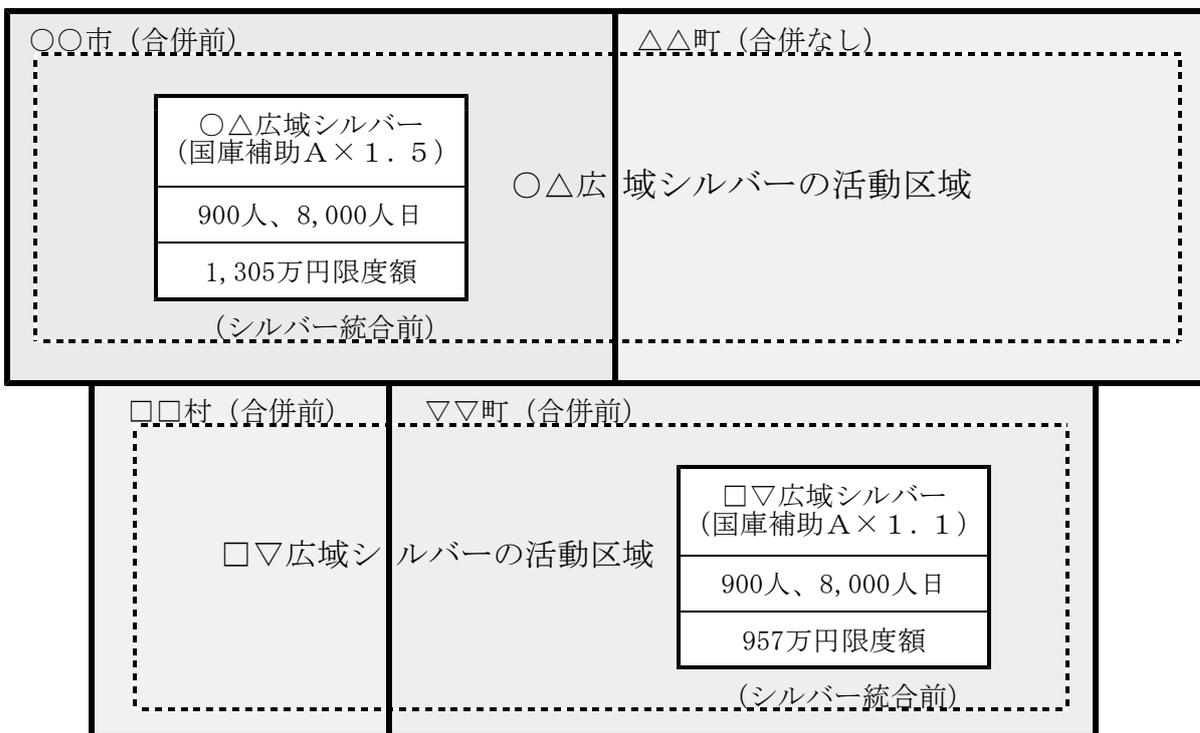


【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

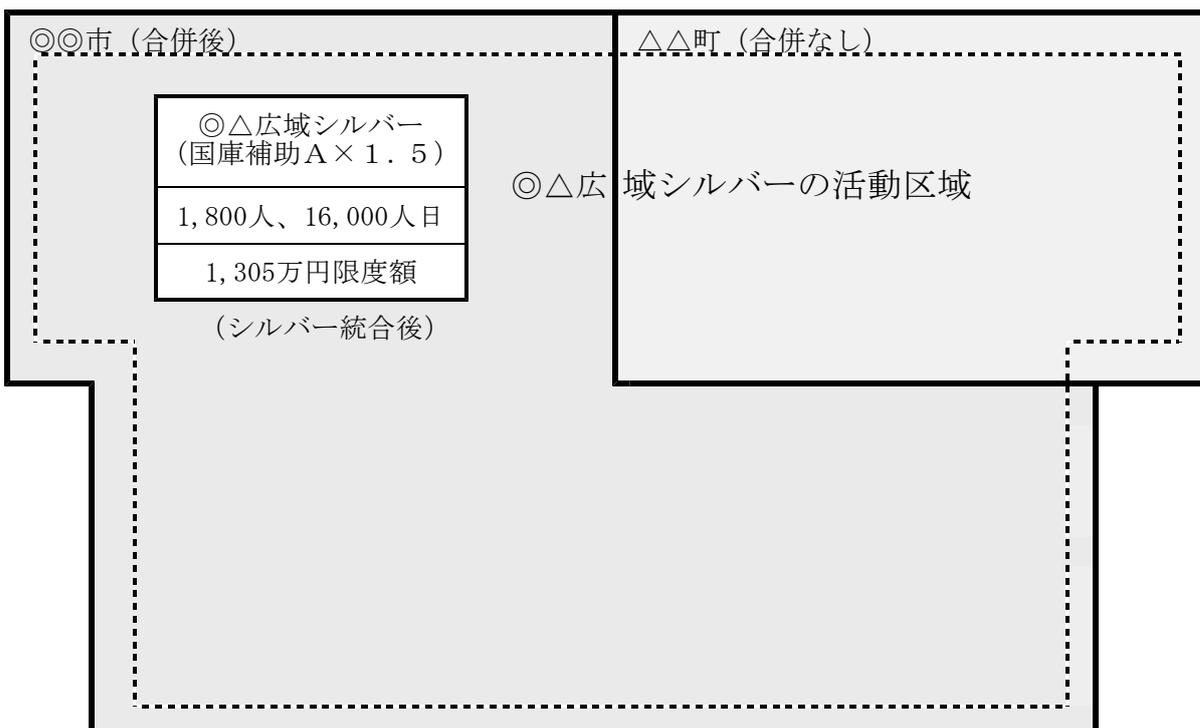
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×単独倍率×広域倍率	運営費補助限度額
初年度	2,262 ( 957 + 1,305 )	<	3,288.6 ( 870 × 1.8 × 1.4 × 1.5 )	2,262
2年目	2,262 ( 957 + 1,305 )	<	2,714.4 ( 870 × 1.6 × 1.3 × 1.5 )	2,262
3年目	2,262 ( 957 + 1,305 )	>	2,192.4 ( 870 × 1.4 × 1.2 × 1.5 )	2,192.4
4年目	2,262 ( 957 + 1,305 )	>	1,722.6 ( 870 × 1.2 × 1.1 × 1.5 )	1,722.6
5年目	2,262 ( 957 + 1,305 )	>	1,305 ( 870 × 1.0 × 1.0 × 1.5 )	1,305

**【例23】**

【市町村合併前】 1,305万円（広域） + 957万円（広域） = 2,262万円



【市町村合併後】 2,262万円 → 1,305万円（957万円の減）

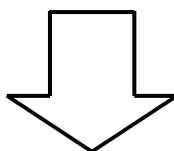
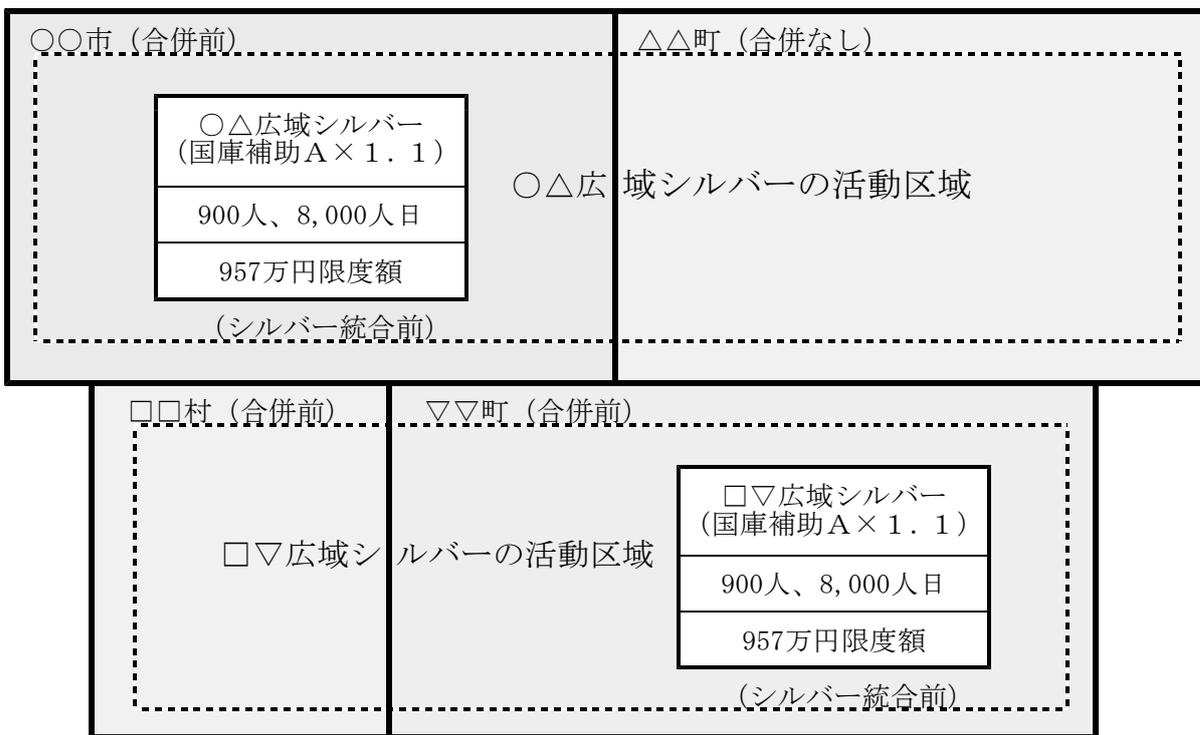


【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

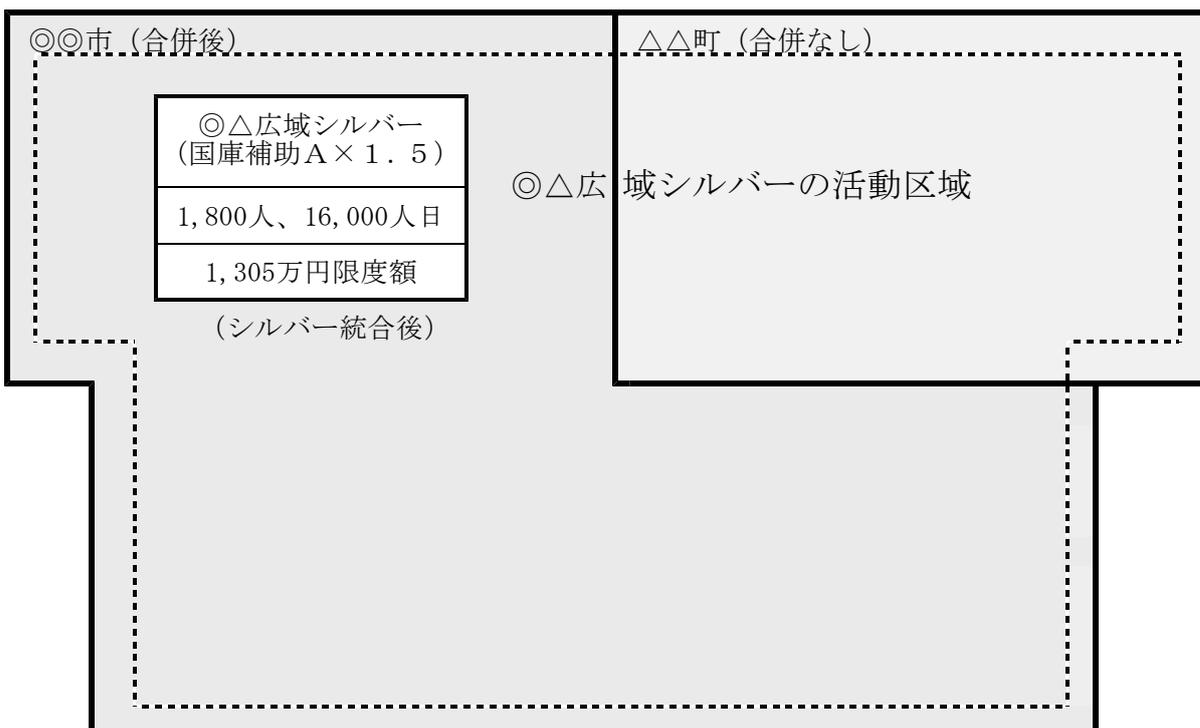
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×広域なし×広域倍率	運営費補助限度額
初年度	2,262 ( 1,305 + 957 )	<	2,349 ( 870 × 1.8 × 1.0 × 1.5 )	2,262
2年目	2,262 ( 1,305 + 957 )	>	2,088 ( 870 × 1.6 × 1.0 × 1.5 )	2,088
3年目	2,262 ( 1,305 + 957 )	>	1,827 ( 870 × 1.4 × 1.0 × 1.5 )	1,827
4年目	2,262 ( 1,305 + 957 )	>	1,566 ( 870 × 1.2 × 1.0 × 1.5 )	1,566
5年目	2,262 ( 1,305 + 957 )	>	1,305 ( 870 × 1.0 × 1.0 × 1.5 )	1,305

**【例 2 4】**

【市町村合併前】 957万円（広域） + 957万円（広域） = 1,914万円



【市町村合併後】 1,914万円 → 1,305万円（609万円の減）



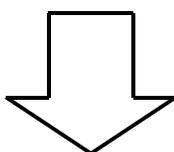
【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】

	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×広域なし×広域倍率	運営費補助限度額
初年度	1,914 ( 957 + 957 )	<	2,349 ( 870 × 1.8 × 1.0 × 1.5 )	1,914
2年目	1,914 ( 957 + 957 )	<	2,088 ( 870 × 1.6 × 1.0 × 1.5 )	1,914
3年目	1,914 ( 957 + 957 )	>	1,827 ( 870 × 1.4 × 1.0 × 1.5 )	1,827
4年目	1,914 ( 957 + 957 )	>	1,566 ( 870 × 1.2 × 1.0 × 1.5 )	1,566
5年目	1,914 ( 957 + 957 )	>	1,305 ( 870 × 1.0 × 1.0 × 1.5 )	1,305

**【例25】**

**【市町村合併前】** 710万円 + 1,065万円（広域） = 1,775万円

<p>〇〇市（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）</td> </tr> <tr> <td>600人、4,500人日</td> </tr> <tr> <td>710万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合前）</p>	〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）	600人、4,500人日	710万円限度額	<p>△△町（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>△△広域シルバー （国庫補助B×1.5）</td> </tr> <tr> <td>400人、5,000人日</td> </tr> <tr> <td>1,065万円限度額</td> </tr> </table> <p>△△活動 広域シルバーの 区域</p> <p>（シルバー統合前）</p>	△△広域シルバー （国庫補助B×1.5）	400人、5,000人日	1,065万円限度額	<p>□□村（合併なし）</p>
〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）								
600人、4,500人日								
710万円限度額								
△△広域シルバー （国庫補助B×1.5）								
400人、5,000人日								
1,065万円限度額								



**【市町村合併後】** 1,775万円 → 1,305万円（470万円の減）

<p>◎◎市（合併後）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>◎◎広域シルバー （国庫補助A×1.5）</td> </tr> <tr> <td>1,000人、9,500人日</td> </tr> <tr> <td>1,305万円限度額</td> </tr> </table> <p>◎◎活動 広域シルバーの 区域</p> <p>（シルバー統合後）</p>	◎◎広域シルバー （国庫補助A×1.5）	1,000人、9,500人日	1,305万円限度額	<p>□□村（合併なし）</p>
◎◎広域シルバー （国庫補助A×1.5）				
1,000人、9,500人日				
1,305万円限度額				

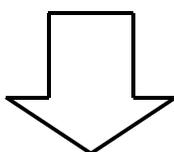
**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×広域倍率	運営費補助限度額
初年度	1,775 (710 + 1,065)	<	2,349 (870 × 1.8 × 1.5)	1,775
2年目	1,775 (710 + 1,065)	<	2,088 (870 × 1.6 × 1.5)	1,775
3年目	1,775 (710 + 1,065)	<	1,827 (870 × 1.4 × 1.5)	1,775
4年目	1,775 (710 + 1,065)	>	1,566 (870 × 1.2 × 1.5)	1,566
5年目	1,775 (710 + 1,065)	>	1,305 (870 × 1.0 × 1.5)	1,305

**【例26】**

**【市町村合併前】** 710万円 + 781万円（広域） = 1,491万円

<p>〇〇市（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）</td> </tr> <tr> <td>600人、4,500人日</td> </tr> <tr> <td>710万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合前）</p>	〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）	600人、4,500人日	710万円限度額	<p>△△町（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>△△広域シルバー （国庫補助B×1.1）</td> </tr> <tr> <td>400人、5,000人日</td> </tr> <tr> <td>781万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合前）</p> <p style="text-align: right;">△△広域シルバーの 活動区域</p>	△△広域シルバー （国庫補助B×1.1）	400人、5,000人日	781万円限度額	<p>□□村（合併なし）</p>
〇〇市シルバー （国庫補助Bランク）								
600人、4,500人日								
710万円限度額								
△△広域シルバー （国庫補助B×1.1）								
400人、5,000人日								
781万円限度額								



**【市町村合併後】** 1,491万円 → 1,305万円（186万円の減）

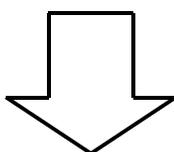
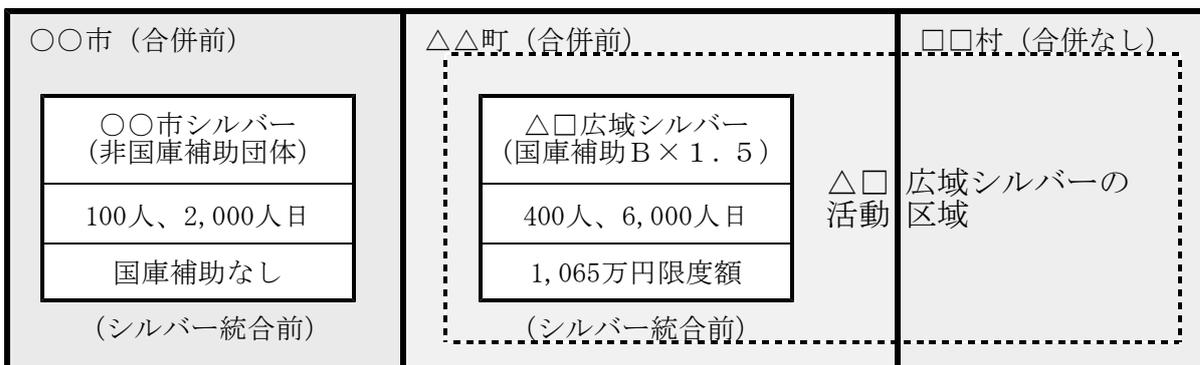
<p>◎◎市（合併後）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>◎◎広域シルバー （国庫補助A×1.5）</td> </tr> <tr> <td>1,000人、9,500人日</td> </tr> <tr> <td>1,305万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合後）</p> <p style="text-align: right;">◎◎広域シルバーの 活動区域</p>	◎◎広域シルバー （国庫補助A×1.5）	1,000人、9,500人日	1,305万円限度額	<p>□□村（合併なし）</p>
◎◎広域シルバー （国庫補助A×1.5）				
1,000人、9,500人日				
1,305万円限度額				

**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

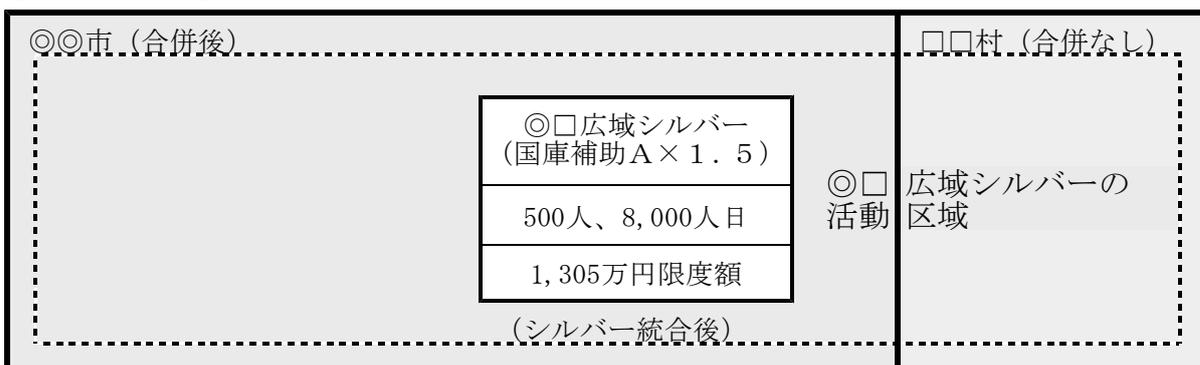
	統合前限度額の総額	比較	格付×統合倍率×広域倍率	運営費補助限度額
初年度	1,491 (710 + 781)	<	2,349 (870 × 1.8 × 1.5)	1,491
2年目	1,491 (710 + 781)	<	2,088 (870 × 1.6 × 1.5)	1,491
3年目	1,491 (710 + 781)	<	1,827 (870 × 1.4 × 1.5)	1,491
4年目	1,491 (710 + 781)	<	1,566 (870 × 1.2 × 1.5)	1,491
5年目	1,491 (710 + 781)	>	1,305 (870 × 1.0 × 1.5)	1,305

**【例27】**

**【市町村合併前】** 0万円 + 1,065万円（広域） = 1,065万円



**【市町村合併後】** 1,065万円 → 1,305万円（240万円の増）

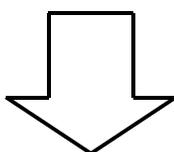
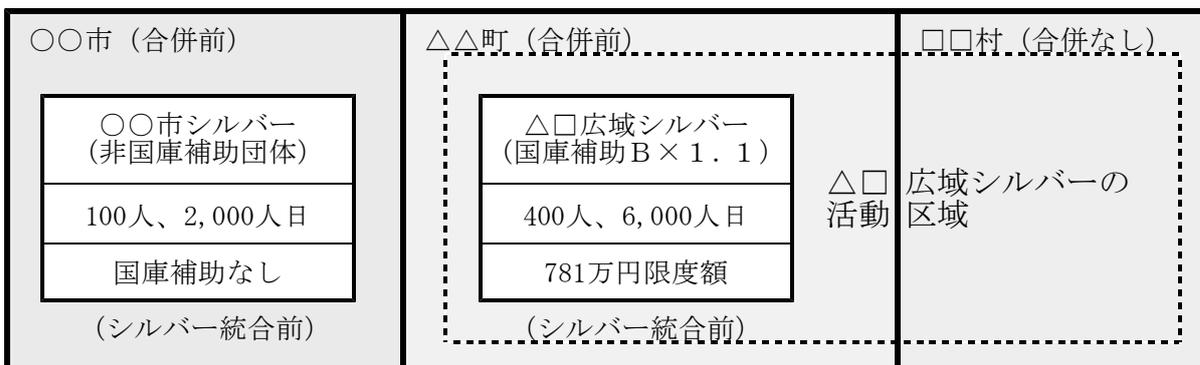


**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

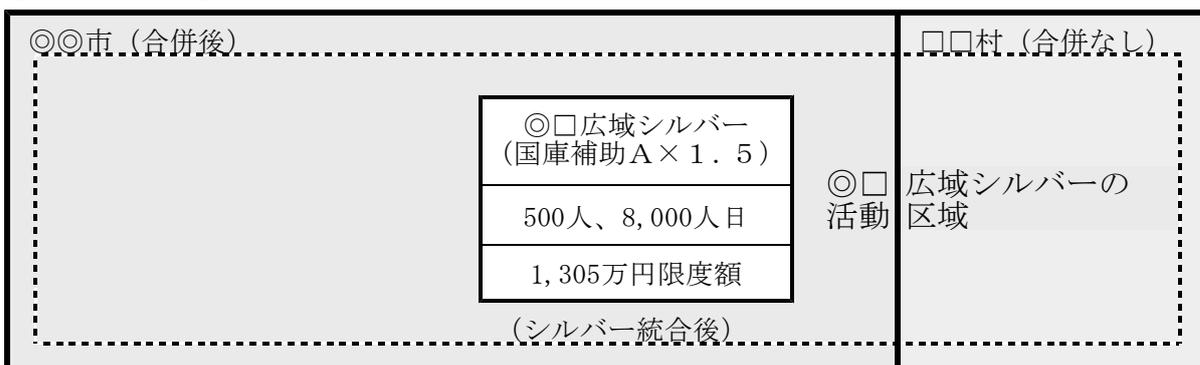
	運営費補助限度額
市町村合併後	1,305

**【例28】**

**【市町村合併前】** 0万円 + 781万円（広域） = 781万円



**【市町村合併後】** 781万円 → 1,305万円（524万円の増）

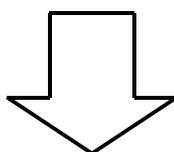


**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

	運営費補助限度額
市町村合併後	1,305

**【例29】**

**【市町村合併前】** 1,065万円（広域） + 710万円 = 1,775万円



**【市町村合併後】** 1,775万円 → 1,420万円（355万円の減）



**△△町シルバー**

**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

	運営費補助限度額
市町村合併後	710

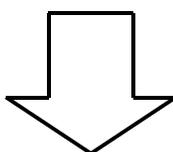
**◎◎市シルバー**

**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

	格付×単独倍率	運営費補助限度額
初年度	710 × 1.4	994
2年目	710 × 1.3	923
3年目	710 × 1.2	852
4年目	710 × 1.1	781
5年目	710 × 1.0	710

**【例30】**

**【市町村合併前】** 781万円（広域） + 710万円 = 1,491万円



**【市町村合併後】** 1,491万円 → 1,420万円（71万円の減）



**△△町シルバー**

**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

	運営費補助限度額
市町村合併後	710

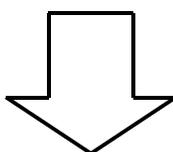
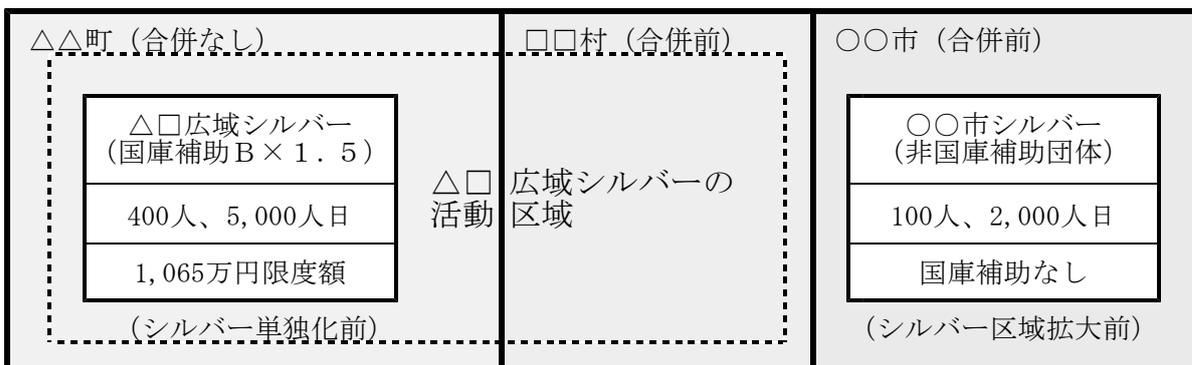
**◎◎市シルバー**

**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

	運営費補助限度額
市町村合併後	710

**【例31】**

**【市町村合併前】** 1,065万円（広域） + 0万円 = 1,065万円



**【市町村合併後】** 1,065万円 → 710万円（355万円の減）



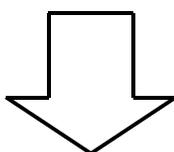
**△△町シルバー**

**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

	運営費補助限度額
市町村合併後	710

**【例32】**

**【市町村合併前】** 781万円（広域） + 0万円 = 781万円



**【市町村合併後】** 781万円 → 710万円（71万円の減）



**△△町シルバー**

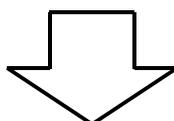
**【運営費補助単価限度額（激変緩和措置なし）】**

	運営費補助限度額
市町村合併後	710

**【例 3 3】**

**【市町村合併前】** 994万円 + 560万円 = 1,554万円

<p>〇〇市（2市町村合併）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>〇〇市シルバー （国庫補助B×1.4）</td> </tr> <tr> <td>800人、6,500人日</td> </tr> <tr> <td>994万円限度額</td> </tr> </table> <p>（激変緩和3年目）</p>	〇〇市シルバー （国庫補助B×1.4）	800人、6,500人日	994万円限度額	<p>△△町（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>△△町シルバー （国庫補助Cランク）</td> </tr> <tr> <td>140人、3,000人日</td> </tr> <tr> <td>560万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合前）</p>	△△町シルバー （国庫補助Cランク）	140人、3,000人日	560万円限度額
〇〇市シルバー （国庫補助B×1.4）							
800人、6,500人日							
994万円限度額							
△△町シルバー （国庫補助Cランク）							
140人、3,000人日							
560万円限度額							



**【市町村合併後】** 1,554万円 → 870万円（684万円の減）

<p>□□市（合併後）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>□□市シルバー （国庫補助Aランク）</td> </tr> <tr> <td>940人、9,500人日</td> </tr> <tr> <td>870万円限度額</td> </tr> </table> <p>（シルバー統合後）</p>	□□市シルバー （国庫補助Aランク）	940人、9,500人日	870万円限度額	
□□市シルバー （国庫補助Aランク）				
940人、9,500人日				
870万円限度額				

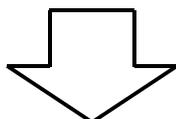
**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

	統合前格付の総額	比較	格付×統合倍率	運営費補助限度額
初年度 （前回統合3年目）	1,554 （994 + 560）	<	1,566 （870 × 1.8）	1,554
2年目 （前回統合4年目）	1,554 （994 + 560）	>	1,392 （870 × 1.6）	1,392
3年目 （前回統合緩和終了）	1,554 （994 + 560）	>	1,218 （870 × 1.4）	1,218
4年目	1,554 （994 + 560）	>	1,044 （870 × 1.2）	1,044
5年目	1,554 （994 + 560）	>	870 （870 × 1.0）	870

**【例 3 4】**

**【市町村合併前】** 994万円 + 0万円 = 994万円

<p>〇〇市（2市町村合併）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>〇〇市シルバー （国庫補助B×1.4）</td> </tr> <tr> <td>800人、6,500人日</td> </tr> <tr> <td>994万円限度額</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（激変緩和3年目）</p>	〇〇市シルバー （国庫補助B×1.4）	800人、6,500人日	994万円限度額	<p>△△町（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>△△町シルバー （非国庫補助団体）</td> </tr> <tr> <td>140人、3,000人日</td> </tr> <tr> <td>国庫補助なし</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（シルバー統合前）</p>	△△町シルバー （非国庫補助団体）	140人、3,000人日	国庫補助なし
〇〇市シルバー （国庫補助B×1.4）							
800人、6,500人日							
994万円限度額							
△△町シルバー （非国庫補助団体）							
140人、3,000人日							
国庫補助なし							



**【市町村合併後】** 994万円 → 870万円（124万円の減）

<p>□□市（合併後）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>□□市シルバー （国庫補助Aランク）</td> </tr> <tr> <td>940人、9,500人日</td> </tr> <tr> <td>870万円限度額</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（シルバー統合後）</p>	□□市シルバー （国庫補助Aランク）	940人、9,500人日	870万円限度額	
□□市シルバー （国庫補助Aランク）				
940人、9,500人日				
870万円限度額				

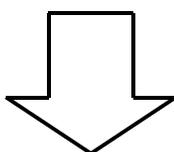
**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

	格付×統合倍率	運営費補助限度額
初年度 （前回統合3年目）	870 × 1.4	1,218
2年目 （前回統合4年目）	870 × 1.2	1,044
3年目 （前回統合緩和終了）	870 × 1.0	870

**【例35】**

**【市町村合併前】** 994万円 + 1,065万円（広域） = 2,059万円

<p>〇〇市（2市町村合併）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>〇〇市シルバー (国庫補助B×1.4)</td> </tr> <tr> <td>600人、4,500人日</td> </tr> <tr> <td>994万円限度額</td> </tr> </table> <p>(激変緩和3年目)</p>	〇〇市シルバー (国庫補助B×1.4)	600人、4,500人日	994万円限度額	<p>△△町（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>△△広域シルバー (国庫補助B×1.5)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">△△ 活動</td> </tr> <tr> <td>400人、5,000人日</td> </tr> <tr> <td>1,065万円限度額</td> </tr> </table> <p>(シルバー統合及び単独化前)</p>	△△広域シルバー (国庫補助B×1.5)	△△ 活動	400人、5,000人日	1,065万円限度額	<p>□□村（合併前）</p> <p>広域シルバーの 区域</p>
〇〇市シルバー (国庫補助B×1.4)									
600人、4,500人日									
994万円限度額									
△△広域シルバー (国庫補助B×1.5)	△△ 活動								
400人、5,000人日									
1,065万円限度額									



**【市町村合併後】** 2,059万円 → 870万円（1,189万円の減）

<p>◇◇市（合併後）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>◇◇市シルバー (国庫補助Aランク)</td> </tr> <tr> <td>1,000人、9,500人日</td> </tr> <tr> <td>870万円限度額</td> </tr> </table> <p>(シルバー統合及び単独化後)</p>	◇◇市シルバー (国庫補助Aランク)	1,000人、9,500人日	870万円限度額
◇◇市シルバー (国庫補助Aランク)			
1,000人、9,500人日			
870万円限度額			

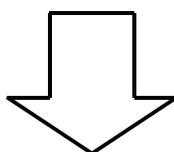
**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

	統合前格付の総額	比較	格付×統合倍率×単独倍率	運営費補助 限度額
初年度 (前回統合3年目)	2,059 (994 + 1,065)	<	2,192.4 (870 × 1.8 × 1.4)	2,059
2年目 (前回統合4年目)	2,059 (994 + 1,065)	>	1,809.6 (870 × 1.6 × 1.3)	1,809.6
3年目 (前回統合緩和終了)	2,059 (994 + 1,065)	>	1,461.6 (870 × 1.4 × 1.2)	1,461.6
4年目	2,059 (994 + 1,065)	>	1,148.4 (870 × 1.2 × 1.1)	1,148.4
5年目	2,059 (994 + 1,065)	>	870 (870 × 1.0 × 1.0)	870

**【例36】**

**【市町村合併前】** 1,218万円 + 781万円（広域） = 1,999万円

<p>〇〇市（2市町村合併）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>〇〇市シルバー (国庫補助A×1.4)</td> </tr> <tr> <td>600人、8,000人日</td> </tr> <tr> <td>1,218万円限度額</td> </tr> </table> <p>(激変緩和3年目)</p>	〇〇市シルバー (国庫補助A×1.4)	600人、8,000人日	1,218万円限度額	<p>△△町（合併前）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>△△広域シルバー (国庫補助B×1.1)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">△△ 活動</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">広域シルバーの 区域</td> </tr> <tr> <td>400人、3,000人日</td> </tr> <tr> <td>781万円限度額</td> </tr> </table> <p>(シルバー統合及び単独化前)</p>	△△広域シルバー (国庫補助B×1.1)	△△ 活動	広域シルバーの 区域	400人、3,000人日	781万円限度額	<p>□□村（合併前）</p>
〇〇市シルバー (国庫補助A×1.4)										
600人、8,000人日										
1,218万円限度額										
△△広域シルバー (国庫補助B×1.1)	△△ 活動	広域シルバーの 区域								
400人、3,000人日										
781万円限度額										



**【市町村合併後】** 1,999万円 → 870万円（1,129万円の減）

<p>◇◇市（合併後）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>◇◇市シルバー (国庫補助Aランク)</td> </tr> <tr> <td>1,000人、10,500人日</td> </tr> <tr> <td>870万円限度額</td> </tr> </table> <p>(シルバー統合及び単独化後)</p>	◇◇市シルバー (国庫補助Aランク)	1,000人、10,500人日	870万円限度額
◇◇市シルバー (国庫補助Aランク)			
1,000人、10,500人日			
870万円限度額			

**【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】**

	統合前格付の総額	比較	格付×統合倍率×広域なし	運営費補助限度額
初年度 (前回統合3年目)	1,999 (1,218 + 781)	>	1,566 (870 × 1.8 × 1.0)	1,566
2年目 (前回統合4年目)	1,999 (1,218 + 781)	>	1,392 (870 × 1.6 × 1.0)	1,392
3年目 (前回統合緩和終了)	1,999 (1,218 + 781)	>	1,218 (870 × 1.4 × 1.0)	1,218
4年目	1,999 (1,218 + 781)	>	1,044 (870 × 1.2 × 1.0)	1,044
5年目	1,999 (1,218 + 781)	>	870 (870 × 1.0 × 1.0)	870